

化学物質の適正管理について

現代社会では、我々は多種多様な化学物質を利用することで快適な生活を実現してきました。現在、化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）の一般化学物質（国内で使用状況等が大まかに把握される対象となる物質）はおよそ 28000 種（2020(令和 2)年 4 月 1 日現在）にのぼり、毎年数百種類の化学物質が同法の新規化学物質として登録されています。

化学物質の中には、人や生物に対して有害性を有するもの、又は地球環境への悪影響を及ぼすものが少なからず存在していますが、これらすべてが大気や水質への排出規制の対象となっているわけではありません。規制対象となっていない化学物質は排出の過程で注意を払われにくいため、大気や水質、家庭用品・食品などを調査することで、環境中に汚染が広がっていることがわかることもあります。

化学物質対策については、対象となる化学物質が膨大な数に上ること、その物質がどこからどのくらいの量発生しているのかははっきりしないこと、人の健康や生態系、地球環境への影響の有無やその程度についての情報が不十分であること、といったように、個別の物質に対する排出規制を中心とした方法だけでは対応しきれない特徴もっています。

このため、事業者が自ら化学物質の環境への排出量等を把握することにより、設備改善や使用の合理化など排出量の削減に向けた自主的な取り組みを進めることを目的として、「化学物質排出把握管理促進法」の P R T R 制度、「東京都環境確保条例」の化学物質適正管理制度が設けられています。

また、化学物質適正管理制度では、使用量や排出量等を把握することに加えて、化学物質の漏えい・流出事故を防止するため、化学物質の日頃からの管理方法や事故時等の対応について、事業者が管理方法書として整理することを規定しています。さらに、首都直下地震等の震災を想定することに加え、近年の全国各地での豪雨災害を受けて、2021(令和 3)年から水害等への備えも管理方法書に記載することとしました。

これらの作業は事業者にとって手間と時間がかかることかもしれません。しかし、排出量等を把握することが、作業工程の見直しや回収、再利用の徹底を考える契機になり、結果として化学物質の使用量削減につながります。また、化学物質の性状や危険性を十分に理解し、日頃から事故や災害に対する対策を練り、いざという時に速やかに行動に移せるようにすることが、作業員の危機意識を向上させることとなります。

そのためにも、事業者の皆様には、同条例に定められた化学物質適正管理制度をよく理解して頂き、きちんと「使用量等報告書」や「管理方法書」を作成して頂くことが必要です。

この「化学物質適正管理作成届出の手引き」は、事業者の皆様が「使用量等報告書」や「管理方法書」を作成する際の手助けになるように分かりやすく解説したものです。届出を作成する際の一助となることを願っております。



目次

● 作成・届出の対象になるかの判断について

判定フローチャート①

「環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）」・・・ 3

判定フローチャート②

「化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）PRTR 制度」 4

● 作成・届出対象事業者の皆様

I 使用量等報告書・PRTR 届出の共通事項

1 把握すべき数量の基本的な考え方・・・ 5

2 使用量等の把握、報告の流れ・・・ 6

II 使用量等報告書の作成

1 使用量等報告書の記入方法及び報告書本紙の記入例・・・ 7

2 使用量等の算出例及び報告書別紙の記入例・・・ 10

3 適正管理化学物質排出量等の集計結果（2018 年度実績）について・・・ 20

III 化学物質管理方法書の作成

1 化学物質管理方法書（本紙）の記入要領・・・ 21

2 化学物質管理方法書（別紙）の記入要領・・・ 23

3 化学物質管理方法書別紙の記入例（その1）・・・ 28

4 化学物質管理方法書別紙の記入例（その2）・・・ 39

IV 化管法PRTRの届出書の作成

1 届出方法・・・ 40

2 届出書「本紙」の記入例・・・ 41

3 届出書「別紙」の記入例・・・ 45

● 資料

1 条例業種名・産業分類番号一覧・・・ 48

2 適正管理化学物質一覧・・・ 50

3 東京都化学物質適正管理指針・・・ 51

4 条例届出様式（様式第 28 号、様式第 29 号）・・・ 56

5 工場・マイタイムライン・・・ 60

6 化管法 PRTR 届出様式（様式第 1）・・・ 64

7 条例届出（問合せ）先一覧・・・ 66

8 問合せ先一覧（東京都、国）・・・ 68

判定フローチャート①

環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）

都内に工場・指定作業場を設置している。

Yes

以下のチェックを事業所単位で行いましょう。

原料や材料の中に、化学物質が含まれている

Check!

- ・原料・材料のSDS（P6参照）を取り寄せ、成分（化学物質名）を確認しましょう。
- ・毎年のそれぞれの材料の購入量、消費量、在庫量を把握しましょう。
- ・化学物質ごとの取扱量を把握しましょう。（考え方→P5）

年間 100kg 以上取り扱っている「適正管理化学物質（P48参照）」がある

Yes

「適正管理化学物質取扱事業者」です。
「適正管理化学物質使用量等報告書」（第28号様式）を提出しましょう。

内容：事業所ごとに、毎年度、その前年度の適正管理化学物質ごとの使用量、製造量、製品としての出荷量、排出量（環境中に排出する量）及び移動量（事業所の外に移動する量）を把握し、所定の様式に記入して報告します。

記入の仕方→P8 報告内容の算出の仕方→P10 提出部数：2部

提出時期：毎年、前年度の内容についての報告を4月1日～6月30日の間に提出

提出先：事業所のある区・市役所→P66-67

町村部は多摩環境事務所、島しょは環境局環境改善部化学物質対策課

And...

事業所の従業員（正社員）数が 21 人以上である

No

「化学物質管理方法書」を作成しましょう。

Yes

「化学物質管理方法書」（第29号様式）を提出しましょう。

内容：化学物質の取扱い時における排出の防止や事故時の安全確保を効果的に行えるように化学物質の性状や製造工程などに応じた取扱方法を文書にしたもの（「化学物質管理方法書」といいます。）を作成し、所定の様式にまとめて提出します。

記入の仕方→P21 提出部数：2部

提出時期：作成後、早めに。内容が変更された場合にはその都度。

毎年度提出する必要はありません。

提出先：事業所のある区・市役所→P66-67

町村部は多摩環境事務所、島しょは環境局環境改善部化学物質対策課

判定フローチャート②

化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）PRTR 制度

日本国内で対象業種（製造業ほか全24業種）に該当する事業を営んでいる

Yes

事業者の全事業所の常用雇用者数（会社全体として、正社員、パート・アルバイトなどを含めた雇用者数）が21人以上である

Yes

以下のチェックを事業所単位で行いましょう。

原料や材料の中に、化学物質が含まれている

Check!

- ・原料・材料のSDS（P6参照）を取り寄せ、成分（化学物質名）を確認しましょう。
- ・毎年のそれぞれの材料の購入量、消費量、在庫量を把握しましょう。
- ・化学物質ごとの取扱量を把握しましょう。（考え方→P5）

以下のいずれかに該当しますか？

- ・年間 1 t以上取り扱っている「第一種指定化学物質」がある。または年間 0.5 t以上取り扱っている「特定第一種指定化学物質」がある。
- ・特別要件施設（ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設など）がある。

Yes

「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」（様式第1）を提出しましょう。

内容：事業所ごとに、毎年度、その前年度の第一種指定化学物質ごとの排出量（環境中に排出する量）及び移動量（事業所の外に移動する量）を把握し、オンライン（所定の電子情報処理組織による）又は所定の様式に記入して届け出ます。

記入の仕方→P41 届出内容の算出の仕方→P10

提出部数：1部（控えが必要な場合は2部）

提出時期：毎年、前年度の内容についての報告を4月1日～6月30日までの間に提出

提出先：事業所のある都道府県

東京都内の事業所については東京都環境局環境改善部化学物質対策課

詳しくは製品評価技術基盤機構ホームページ「PRTR 制度(届出関連)」

(<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr.html>) をご覧ください。

I 使用量等報告書・PRTR届出の共通事項

1 把握すべき数量の基本的な考え方

報告及び届出の必要性の判断は、それぞれの化学物質の

取扱量（＝使用量＋製造量）

が一定の数量以上かどうかで判断します。

一定の数量：条例は100kg、化管法PRTR制度は1t（特定第一種指定化学物質は0.5t）

1 使用量

※化管法PRTR制度では、届出の対象にはなっていません。

まず、購入した材料、試薬などの量を把握しておきましょう。

次に、対象化学物質を含む材料について、含有成分名、含有率などをSDS（メーカー等製造業者から入手できます）で確認します。

それぞれの適正管理化学物質について、「(材料の量) × (材料中の含有率) = (材料に含まれている化学物質の量)」を計算し、使用量を以下の式で求めます。

$$\text{使用量(kg)} = [\text{期首在庫量(kg)}] + [\text{年間購入量(kg)}] - [\text{期末在庫量(kg)}]$$

2 製造量

※化管法PRTR制度では、届出の対象にはなっていません。

対象化学物質を化学反応や精製等により作り出している場合が該当します。副生成物であっても、製品中に1%以上(特定第一種指定化学物質は0.1%)以上含有される場合や、排ガス、排水、廃棄物などに含まれている場合には、その物質の年間製造量として算出します。

3 製品としての出荷量

※化管法PRTR制度では、届出の対象にはなっていません。

対象化学物質、対象化学物質を含む製品を出荷している場合が該当します。

塗装における塗膜、製品に鍍金された金属、ガソリンスタンドにおける給油量も製品としての出荷になります。

4 環境への排出量（大気、公共用水域、その他）

事業所から大気、公共用水域（川、海など）、その他(土壌)に排出された量です。

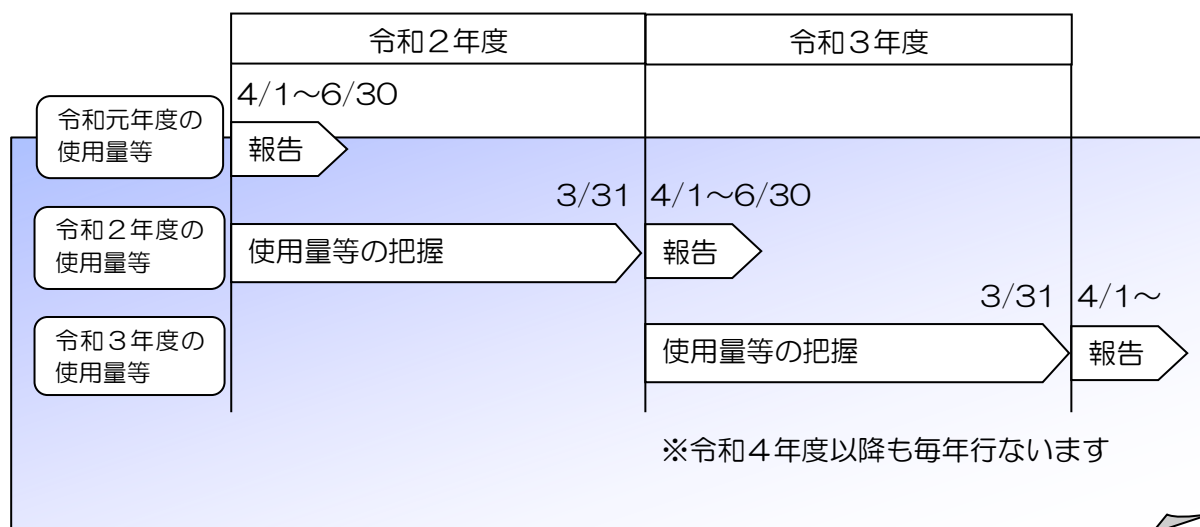
下水道へ排出している場合は、「5 事業所外への移動量」になります。

5 事業所外への移動量（廃棄物、廃水（下水道））

事業所で発生した廃棄物を業者に委託して処理した量と下水道へ排出した量です。

※化管法PRTR制度の届出様式では、「イ 下水道への移動」と「ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）」となっており、「ロ」が条例の報告様式の「廃棄物」にあたります。

2 使用量等の把握、報告の流れ



SDS（安全データシート）とは？

化学物質の管理をきちんとしていくためには、事業者が自分の取り扱っている化学物質やそれを含む製品に関して、その成分や性質、取扱方法を知っておく必要があります。安全データシート（SDS）とは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。

令和3年3月現在、次の三つの法律で SDS の交付や記載すべき事項が規定されています。

- ・化管法（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質で含有率 1%(特定第一種指定化学物質は 0.1%)以上)
- ・労働安全衛生法（施行令別表第 9 名称等を通知すべき有害物)
- ・毒物及び劇物取締法（対象物質は法別表第 1 及び第 2 と指定令による)

II 使用量等報告書の作成

1 使用量等報告書の記入方法及び報告書本紙の記入例

適正管理化学物質の使用量等報告書

令和3年5月15日

新宿区長 殿 (1)

(2) 住所 東京都新宿区西新宿2-8-1
氏名 (株)東京理化学センター
代表取締役 東京太郎

※押印は
不要です

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第110条第1項の規定により令和2年度の適正管理化学物質の使用量等を次のとおり報告します。

事業所の名称	(株)東京理化学センター 新宿研究所 (3)		
事業所の所在地	新宿区西新宿2-8-1 (4)		
工場・指定作業場の別	1 工場	2 指定作業場	(5)
業種	自然科学研究所 (6) (産業分類番号9210)		
作業の種類	科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場 (7)		
従業員数	(8) 30人 (2年4月1日現在)	全事業所の常用雇用者数	(9) 200人 (2年4月1日現在)
適正管理化学物質の使用量等	△別紙のとおり		
※受付欄			
連絡先 (10)	所属 環境保全部 氏名 新宿次郎 電話番号 03(5321)1111 (ファクシミリ番号 03(5321)2222) (電子メールアドレス OOO@tokyo.ne.jp)		

- 備考
- ※印の欄には記入しないこと。
 - 「業種」欄には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、該当する全業種を記入すること。
 - 「作業の種類」欄には条例別表第一に掲げる工場の種類又は別表第二に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。

(1)「報告先」

- 事業所が区、市にある場合は所在する区、市の長（例 新宿区長）になります。
- 町村部、島しょにある場合は東京都知事になります。

(2)「住所」「氏名」

- 事業者の住所及び氏名（法人にあっては、本社所在地、名称及び代表者の氏名）を記入します。
- 報告者は、その事業所の届出を工場長や事業所長など当該事業所の化学物質の管理に責任を有する者に委任することができます。委任状の添付は必要ありませんが、法人内部で適切な委任行為を行う必要があります。

(例) 委任した場合の報告者欄の記載例

住 所	東京都新宿区西新宿2-8-1
氏 名	新宿株式会社 代表取締役 東京 太郎
代理人	西新宿工場長 新宿 次郎

- 報告様式の**押印欄が令和3年3月に廃止され、押印は不要になりました**。当面の間は「印」の記載のある旧様式を用いて報告することもできます（その場合でも押印は不要）。なお、押印のない書類であっても、報告者において、適切な権限の下で確認を受けて作成した書類であることを担保しておくことが必要です。（内容に疑義がある場合は、担当者のほか、責任者にお問い合わせさせていただきます。）

(3)「事業所の名称」

- 事業所（企業、会社等）の名称を記入します。（例：西新宿工場）

(4)「所在地」

- 事業所の所在地（区市町村名から番地まで）を記入します。

(5)「工場・指定作業場の別」

- 工場の設置の認可を受けている事業所、または認可が必要な事業所は1に○を付けます。
(例：印刷、塗装、ドライクリーニング、めっき等)
- 指定作業場設置の届出をしている事業所、または届出が必要な事業所は2に○を付けます。
(例：ガソリンスタンド、下水処理場、理科系の大学、研究所等)

(6)「業種及び産業分類番号」

- 事業所において行われる事業が属する対象業種を記入します。
(例：化学工業、印刷業、電気めっき業、金属製品塗装業等)
- 産業分類番号の欄には業種に対応する産業分類番号（4桁）を記入します。産業分類番号はデータの継続性の必要から、日本標準産業分類（平成5年10月、**第10回改定版**）における分類を使用することになっています。（P48-49参照）
第28号様式では「業種」欄には日本標準産業分類の中分類項目（化学工業の場合は20）を記入することとしていますが、届出データを集計、解析する際に中分類項目による分類では不十分なため、業種・産業分類番号を細分化しています。
(P R T R制度の業種名・業種コードは、対象事業所の違い（条例：工場、指定作業場、法：指定業種）及び業種の細分化（印刷、金属製品製造業等）のため、一部番号が異なっているので注意が必要です)

(業種の考え方)

複数業種を営む事業所の場合は、事業所が営んでいる業種の中から報告の対象となっている業種をすべて選択し、その中から事業所における主たる事業が属する業種(対象業種の中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に関係する業種名)を最上段に記載し、2段目以降にそれ以外に営んでいる対象業種を記入します。

(例)

化学工業	産業分類番号(2000)
一般機械器具製造業	産業分類番号(2900)
金属製品塗装業	産業分類番号(2861)

(7)「作業の種類」

- 条例別表第一に掲げる工場の種類のうち該当するものを記入します。
例:「塗料、染料又は絵の具の吹付け」、「有機薬品の合成」、「金属の酸洗い、腐しよく、めっき又は被膜加工」
- 条例別表第二に掲げる指定作業場の種類のうち該当するものを記入します。
例:「病院」、「工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場」、「科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場」
- * 適正管理化学物質を取り扱っている作業工程、または作業方法を記入することもできます。
例: 塩酸、硫酸等を洗浄剤として使用している場合→「酸洗浄」
インキ、希釈剤等に使用している場合→「グラビア印刷、オフセット印刷」

(8)「従業員数」

- 事業所における使用量等の把握対象年度の4月1日時点(年度途中で事業を開始した事業者においては事業を開始した日)における正社員、正職員の人数を記入します。
アルバイト、パートは含みません。

当欄が21人以上の場合に、化学物質管理方法書の提出が必要になります。

(9)「全事業所の常用雇用者数」

- 当該事業所を含めた本社及び全国の全事業所の従業員を合算した人数を記入します。使用量等の把握対象年度の4月1日時点(年度途中で事業を開始した事業者においては事業を開始した日)における人数であって、アルバイト、パート、他からの派遣者(出向者)、別事業者からの下請労働者を含みます。(雇用期間の考え方は、「PRTR届出の手引き(経済産業省・環境省)」の「～常時使用される従業員とは～」を参考にしてください。)

当欄が20人以下の場合は、化管法PRTR制度の届出は必要ありません。

(10)「連絡先」

- 報告の受理後、行政側から報告内容について問い合わせることがあるため、担当者の所属する部署、氏名、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスを記入します。

2 使用量等の算出例及び報告書別紙の記入例

(事例1) 中和及び純水製造装置の再生用として塩酸を使用

適正管理化学物質の使用量等

番 号	8		
適正管理化学物質名	塩酸		
使 用 目 的	中和等		
使 用 量 (kg/年)	110 ①		
製 造 量 (kg/年)	0 ②		
製品としての出荷量 (kg/年)	0 ③		
環境への排出量 (kg/年)	0 ④		
大 気 (kg/年)	0 ④-1		
公共用水域 (kg/年)	0 ④-2		
その他 (kg/年) ()	0 ④-3		
事業所外への移動量 (kg/年)	0 ⑤		
廃 棄 物 (kg/年)	0 ⑤-1		
廃水 (下水道) (kg/年)	0 ⑤-2		
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成11年法律第86号) 第5条第2項の規定による主務大臣への排出量 等の届出の有無			有 ・ (無)

使用量等記入時の注意

- ① 使用量等の単位はすべて「kg/年」とします。
- ② 使用量等の報告は有効数字2桁の数字（3桁目を四捨五入）で記入します。なお、計算の過程で数値を丸める必要はありません。
例 使用量を計算した値：1, 250 kg → 報告書に記載する値：1, 300 kg
- ③ 小数点以下の数値については、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを記入します。
例 排出量を計算した値：0.348 kg → 報告書に記載する値：0.3 kg
(化管法 PRTR 制度における「ダイオキシン類」の排出量等については、単位および小数点以下の数値の扱いが異なりますので、注意してください)

SDSに記載されている含有率の数字が範囲(20~30%)で示されている場合は、使用量等の算出には高いほうの数字(30%)を用います。

(算出方法) 中和及び純水製造装置の再生用として塩酸を使用

前提条件

排水処理設備のpH調整・中和用及び純水製造装置の再生用

対象物質：塩酸

濃塩酸の使用量 = 300kg

・塩酸の含有率 = 35% = 35/100 = 0.35

① 使用量

$$\text{対象物質の使用量(kg)} = \left(\begin{array}{c} \text{濃塩酸の} \\ \text{使用量(kg)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{対象物質の} \\ \text{含有率} \end{array} \right)$$

$$\text{塩酸の使用量(kg)} = 300\text{kg} \times 0.35 = 105 \text{ kg} \div \underline{110\text{kg}①}$$

② 製造量

事業所では塩酸を使用するだけで製造していないので、製造量は0kg②です。

③ 製品としての出荷量

塩酸の製品としての出荷量は、0kg③です。

④ 環境への排出量

$$\text{環境への排出量 (kg)} = \left(\begin{array}{c} \text{大気への} \\ \text{排出量 (kg)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{公共用水域への} \\ \text{排出量 (kg)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{その他への} \\ \text{排出量 (kg)} \end{array} \right)$$

ア 大気への排出量

大気への排出量は、0kg④-1です。

イ 公共用水域への排出量

河川や海へ廃水を放流していないので、排出量は0kg④-2です。

ウ その他への排出量

土壌等、その他への排出はないので、排出量は0kg④-3です。

エ ア～ウを合計します。

塩酸の環境への排出量(kg) = 0kg + 0kg + 0kg = 0kg④

⑤ 事業所外への移動量

$$\text{事業所外への移動量(kg)} = \left(\begin{array}{l} \text{廃棄物への} \\ \text{移動量(kg)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{廃水(下水道)} \\ \text{への移動量(kg)} \end{array} \right)$$

ア 廃棄物への移動量

塩酸は全量を中和に用いているので、廃棄物への移動量は、0kg⑤-1です。

イ 廃水（下水道）への移動量

塩酸は中和処理されてから放流されるので、廃水（下水道）への移動量は0kg⑤-2です。

水素イオン濃度（pH）が5.8以上8.6以下（排出基準に適合）の場合は、塩酸の排出量は0と見なします。

ウ ア～イを合計します。

塩酸の事業所外への移動量(kg) = 0kg + 0kg = 0kg⑤

(事例2) 滅菌用に酸化エチレンを使用

適正管理化学物質の使用量等

番 号	19		
適正管理化学物質名	酸化エチレン		
使用目的	滅菌		
使用量 (kg/年)	300 ①		
製造量 (kg/年)	0 ②		
製品としての出荷量 (kg/年)	0 ③		
環境への排出量 (kg/年)	90 ④		
大 気 (kg/年)	90 ④-1		
公共用水域 (kg/年)	0 ④-2		
その他 (kg/年) ()	0 ④-3		
事業所外への移動量 (kg/年)	210 ⑤		
廃 棄 物 (kg/年)	0 ⑤-1		
廃水 (下水道) (kg/年)	210 ⑤-2		
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成11年法律第86号) 第5条第2項の規定による主務大臣への排出量 等の届出の有無			有 ・ (無)

(算出方法) 滅菌用に酸化エチレンを使用

前提条件

研究器具の滅菌

対象物質：酸化エチレン

使用設備：酸化エチレン滅菌器

排ガス処理装置：なし

滅菌剤の使用量(kg) = 1,500kg

- 滅菌剤中の酸化エチレンの含有率 = 20% = 20/100 = 0.2

(酸化エチレン20%、炭酸ガス80%含有の30kgガスボンベ使用)

① 使用量

$$\text{対象物質の使用量(kg)} = \left(\frac{\text{滅菌剤の使用量(kg)}}{\text{滅菌剤の使用量(kg)}} \right) \times \left(\frac{\text{対象物質の含有率}}{\text{対象物質の含有率}} \right)$$

$$\text{酸化エチレンの使用量(kg)} = 1,500\text{kg} \times 0.2 = \underline{300\text{kg}}\text{①}$$

② 製造量

事業所では酸化エチレンを使用するだけで製造していないので、製造量は0kg②です。

③ 製品としての出荷量

酸化エチレンは被滅菌物に付着しないので、製品としての出荷量は0kg③です。

④ 事業所外への移動量

$$\text{事業所外への移動量(kg)} = \left(\frac{\text{廃棄物への移動量(kg)}}{\text{廃棄物への移動量(kg)}} \right) + \left(\frac{\text{廃水(下水道)への移動量(kg)}}{\text{廃水(下水道)への移動量(kg)}} \right)$$

ア 廃棄物への移動量

ガスボンベには残ガスがありますが、ほとんどが炭酸ガスなので廃棄物はありません。

$$\text{酸化エチレンの廃棄物への移動量(kg)} = \underline{0\text{kg}}\text{⑤-1}$$

イ 廃水(下水道)への移動量

酸化エチレンは滅菌終了後、水封式真空ポンプで下水道に排出されます。酸化エチレンは水と接触してもエチレングリコールにはならず、使用量の70%が水に溶解して下水道へ排出されると考えます。

ただし、この割合は滅菌器、排出状況によって異なります。

$$\text{酸化エチレンの廃水(下水道)への移動量(kg)} = 300\text{kg} \times 0.7 = \underline{210\text{kg}}\text{⑤-2}$$

ウ ア～イを合計します。

$$\text{酸化エチレンの事業所外への移動量(kg)} = 0\text{kg} + 210\text{kg} = \underline{210\text{kg}}\text{⑤}$$

⑤ 環境への排出量

$$\text{環境への排出量(kg)} = \left(\begin{array}{c} \text{大気への} \\ \text{排出量 (kg)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{公共用水域への} \\ \text{排出量 (kg)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{その他への} \\ \text{排出量 (kg)} \end{array} \right)$$

環境への排出量は不明なので、使用量から移動量を差し引いて求めます。公共用水域（川、海など）、その他（土壌）に排出していないので、大気への排出しかありません。

ア 大気への排出量

$$\text{大気への排出量 (kg)} = \left(\begin{array}{c} \text{対象物質の} \\ \text{使用量(kg)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{事業所外への} \\ \text{移動量(kg)} \end{array} \right)$$

$$\text{酸化エチレンの大気への排出量(kg)} = 300\text{kg} - 210\text{kg} = \underline{90\text{kg}}\text{④-1}$$

イ 公共用水域への排出量

河川、海への排出はないので、排出量は、0kg④-2です。

ウ その他への排出量

土壌等、その他への排出はないので、排出量は、0kg④-3です。

エ ア～ウを合計します。

$$\text{酸化エチレンの環境への排出量(kg)} = 90\text{kg} + 0\text{kg} + 0\text{kg} = \underline{90\text{kg}}\text{④}$$

(注) 滅菌装置に排ガス処理装置が設置されている場合

酸化エチレンは水と炭酸ガスに分解されます。除去率（分解率）は99%以上であるため、移動量及び排出量は0となります。

(事例3) 研究、実験用にクロロホルム等を使用

適正管理化学物質の使用量等

番号	15	16	53
適正管理化学物質名	クロロホルム	酢酸エチル	メタノール
使用目的	研究・実験	研究・実験	研究・実験
使用量 (kg/年)	720 ① i	240 ① ii	680 ① iii
製造量 (kg/年)	0 ②	0 ②	50 ② iii
製品としての出荷量 (kg/年)	0 ③	0 ③	0 ③
環境への排出量 (kg/年)	200 ④ i	110 ④ ii	350 ④ iii
大気 (kg/年)	200 ④ i-1	110 ④ ii-1	350 ④ iii-1
公共用水域 (kg/年)	0 ④ -2	0 ④ -2	0 ④ -2
その他 (kg/年) ()	0 ④ -3	0 ④ -3	0 ④ -3
事業所外への移動量 (kg/年)	520 ⑤ i	140 ⑤ ii	380 ⑤ iii
廃棄物 (kg/年)	520 ⑤ i-1	120 ⑤ ii-1	370 ⑤ iii-1
廃水 (下水道) (kg/年)	0 ⑤ i-2	14 ⑤ ii-2	9.5 ⑤ iii-2
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成11年法律第86号) 第5条第2項の規定による主務大臣への排出量 等の届出の有無			有・ 無

(算出方法) 研究、実験用にクロロホルム等を使用

前提条件

合成実験 (反応、抽出、器具洗浄)

対象物質: クロロホルム、酢酸エチル、メタノール

試薬の純度 95%以上

排ガス処理設備: なし

<試薬>

クロロホルムの試薬使用量(kg) = 720kg

酢酸エチルの試薬使用量(kg) = 240kg

メタノールの試薬使用量(kg) = 680kg

反応によるメタノールの副生成量(kg) = 50kg

<廃棄物>

- ・クロロホルム廃液の排出量(ℓ) = 350 ℓ
クロロホルムの比重(20℃) = 1.48
- ・酢酸エチル・メタノール混合廃液の排出量(ℓ) = 600 ℓ
酢酸エチルの比重(20℃) = 0.90
メタノールの比重(20℃) = 0.79
- ・酢酸エチル抽出廃水の下水への排出量(ℓ) = 150 ℓ
酢酸エチルの水溶解度(25℃) = 1ml / 10ml (SDS より)
- ・器具洗浄用メタノールの下水への流出量(ℓ) = 12 ℓ

① 使用量

$$\text{対象物質の使用量(kg)} = \left(\begin{array}{c} \text{試薬の} \\ \text{使用量(kg)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{対象物質} \\ \text{の純度} \end{array} \right)$$

通常は、試薬の使用量と対象物質の使用量は同じとみなして差し支えありません。

※試薬の純度が低い (95%未満) 場合は、純度を試薬の使用量に掛けます。

クロロホルムの使用量(kg) = 720kg① i

酢酸エチルの使用量(kg) = 240kg① ii

メタノールの使用量(kg) = 680kg① iii

② 製造量

メタノールが副生成物として製造されており、製造量は 50kg② iii です。

そのほかの物質の製造量は 0kg② です。

③ 製品としての出荷量

対象物質を含む製品を出荷していないため、製品としての出荷量は 0kg③ です。

④ 事業所外への移動量

実験室から業者に引き渡した廃液及び溶媒を含む廃液を下水に排出した量になります。

$$\text{事業所外への移動量(kg)} = \left(\begin{array}{l} \text{廃棄物への} \\ \text{移動量(kg)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{廃水(下水道)} \\ \text{への移動量(kg)} \end{array} \right)$$

ア 廃棄物への移動量

・単一溶媒の廃液の場合（クロロホルムの廃棄物への移動量）

単一溶媒の廃液の量は体積で把握したのち、溶媒の比重を掛けて重量を求めます。

廃液には様々な物質が溶け込んでおり、重量で把握すると実際の溶媒の量よりも多くなる可能性があります。

$$\text{クロロホルムの廃棄物への移動量(kg)} = 350 \times 1.48 = 518\text{kg} \approx \underline{520\text{kg}} \text{⑤ i-1}$$

・混合廃液の場合（酢酸エチル、メタノールの廃棄物への移動量）

廃液中の物質比が分からない混合廃液の場合、便宜的に取扱量の比で廃液中の含有率を求めます。（但し、物質ごとに蒸気圧がかなり異なりますので、実態にそぐわない場合は検討してください。）混合物の比重は一定では無いため、廃液の主成分からおおよその比重を求めます。求めた比重を廃液の体積に掛けて廃液の重量を求め、重量に各物質の含有率を掛けます。

$$\text{酢酸エチルの含有率} = 240 / [240 + (680 + 50)] \approx 0.247$$

$$\text{メタノールの含有率} = (680 + 50) / [240 + (680 + 50)] \approx 0.753$$

$$\text{混合廃液の比重} = 0.90 \times 0.247 + 0.79 \times 0.753 \approx 0.82$$

$$\text{混合廃液の重量} = 600 \text{ l} \times 0.82 \approx 492\text{kg}$$

$$\text{酢酸エチルの廃棄物への移動量(kg)} = 492\text{kg} \times 0.247 = 121.5\text{kg} \approx \underline{120\text{kg}} \text{⑤ ii-1}$$

$$\text{メタノールの廃棄物への移動量(kg)} = 492\text{kg} \times 0.753 = 370.4\text{kg} \approx \underline{370\text{kg}} \text{⑤ iii-1}$$

※ 構内で溶媒焼却を行なっている場合には、廃棄物への移動量はありません。

イ 廃水（下水道）への移動量

・抽出廃液中の含有量

抽出廃液は酢酸エチルが飽和状態にまで溶け込んでいるとみなします。

$$\begin{aligned} \text{酢酸エチルの廃水（下水道）への移動量(kg)} &= \text{廃液量(l)} \times \text{水溶解度} \times \text{比重} \\ &= 150 \text{ l} \times (1/10) \times 0.90 = 13.5 \approx \underline{14\text{kg}} \text{⑤ ii-2} \end{aligned}$$

・器具洗浄廃液

$$\begin{aligned} \text{メタノールの廃水（下水道）への移動量(kg)} \\ &= 15 \text{ l} \times 0.79 = 9.48 \approx \underline{9.5\text{kg}} \text{⑤ iii-2} \end{aligned}$$

ウ ア～イを合計します。

$$\text{クロロホルムの事業所外への移動量(kg)} = 518\text{kg} + 0\text{kg} = 518\text{kg} \approx \underline{520\text{kg}} \text{⑤ i}$$

$$\text{酢酸エチルの事業所外への移動量(kg)} = 121.5\text{kg} + 13.5\text{kg} = 135\text{kg} \approx \underline{140\text{kg}} \text{⑤ ii}$$

$$\text{メタノールの事業所外への移動量(kg)} = 370.4\text{kg} + 9.5\text{kg} = 379.9\text{kg} \approx \underline{380\text{kg}} \text{⑤ iii}$$

⑤ 環境への排出量

排出量はわからないので、取扱量から移動量を差し引いて求めます。川、土壌への排出はないため、大気への排出量のみで計上します。

$$\text{環境への排出量(kg)} = \left(\begin{array}{c} \text{大気への} \\ \text{排出量 (kg)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{公共用水域への} \\ \text{排出量 (kg)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{その他への} \\ \text{排出量 (kg)} \end{array} \right)$$

ア 大気への排出量

$$\text{大気への排出量 (kg)} = \left(\begin{array}{c} \text{対象物質の} \\ \text{取扱量(kg)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{事業所外への} \\ \text{移動量(kg)} \end{array} \right)$$

$$\text{クロロホルムの大気への排出量(kg)} = 720\text{kg} - 518\text{kg} = 202\text{kg} \doteq \underline{200\text{kg}}\text{④ i-1}$$

$$\text{酢酸エチルの大気への排出量(kg)} = 240\text{kg} - 135\text{kg} = 105\text{kg} \doteq \underline{110\text{kg}}\text{④ ii-1}$$

$$\text{メタノールの大気への排出量(kg)} = (680\text{kg} + 50\text{kg}) - 380\text{kg} = \underline{350\text{kg}}\text{④ iii-1}$$

イ 公共用水域への排出量

公共用水域への排出量は、0kg④-2です。

ウ その他への排出量

土壌等、その他への排出量は、0kg④-3です。

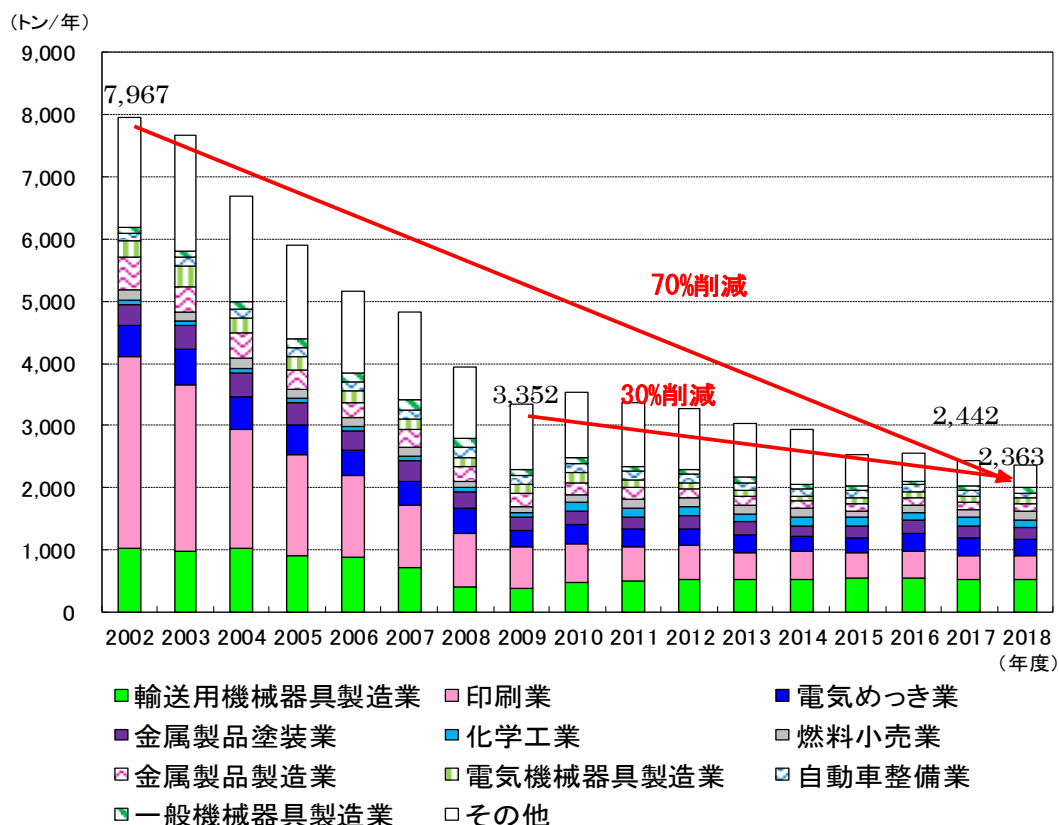
エ ア～ウを合計します。

$$\text{クロロホルムの環境への排出量(kg)} = 202\text{kg} + 0\text{kg} + 0\text{kg} = 202\text{kg} \doteq \underline{200\text{kg}}\text{④ i}$$

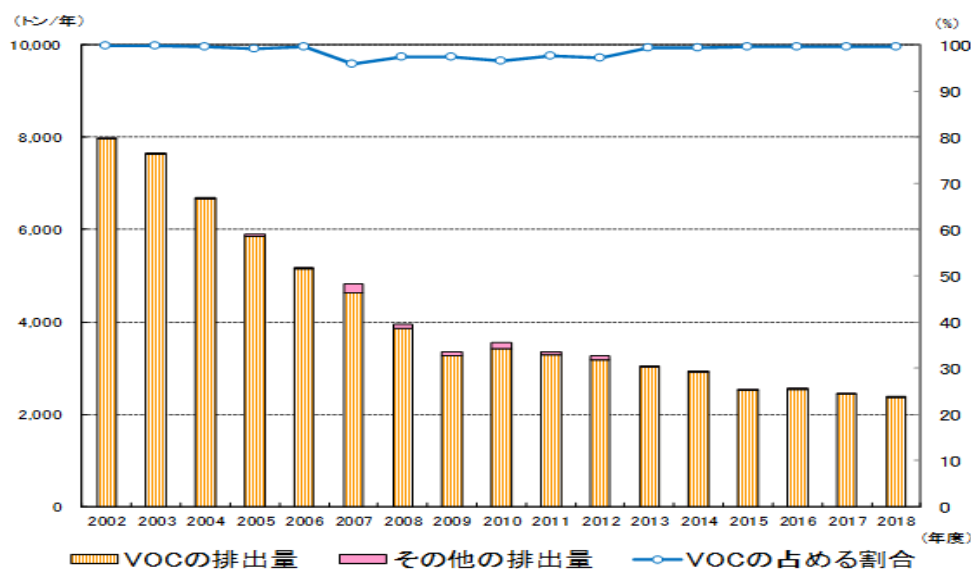
$$\text{酢酸エチルの環境への排出量(kg)} = 105\text{kg} + 0\text{kg} + 0\text{kg} = 105\text{kg} \doteq \underline{110\text{kg}}\text{④ ii}$$

$$\text{メタノールの環境への排出量(kg)} = 350\text{kg} + 0\text{kg} + 0\text{kg} = 350\text{kg} \doteq \underline{350\text{kg}}\text{④ iii}$$

3 適正管理化学物質排出量等の集計結果（2018 年度実績）について



- 報告のあった全事業所の 2018（平成 30）年度の環境への排出量は 2,363 トンで、前年度の 2,442 トンに比べて 3%（79 トン）減少しています。
- 経年的にみると、2002（平成 14）年度以降、減少傾向が続いており、過去最大であった 2002（平成 14）年度の 7,967 トンに比べて 70%（5,604 トン）減少しています。減少が緩やかになった 2009（平成 21）年度以降では、30%（989 トン）の減少となっています。
- 適正管理化学物質の排出量は、光化学オキシダントや PM2.5 の原因物質の一つである VOC（揮発性有機化合物）がほとんどを占めており、更なる削減が必要な状況です。



Ⅲ 化学物質管理方法書の作成

1 化学物質管理方法書（本紙）の記入要領

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">化 学 物 質 管 理 方 法 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">(1) 殿</p> <p style="margin: 0; padding-left: 150px;">住 所 (2)</p> <p style="margin: 0; padding-left: 150px;">氏 名 (2)</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em; margin: 0;">(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="margin: 0;">※押印は 不要です</p> </div> <p style="margin: 10px 0;">都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第111条第2項の規定により、化学物質管理方法書を作成（変更）しましたので、次のとおり提出します。</p>			
事業所の名称	(3)		
事業所の所在地	(4)		
工場・指定作業場の別	(5) 1 工場 2 指定作業場		
業 種	(6) (産業分類番号 (6))		
作 業 の 種 類	(7)		
従 業 員 数	(8) 人 (年 月 日現在)	全事業所の 常用雇用者数	(9) 人 (年 月 日現在)
化 学 物 質 管 理 方 法 書	別紙のとおり		
※受付欄			
連 絡 先 (10)	所属 氏名 電話番号 (ファクシミリ番号) (電子メールアドレス)		
備考 1 ※印の欄には記入しないこと。 2 「業種」欄には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。 3 「作業の種類」欄には条例別表第1に掲げる工場の種類又は別表第2に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。			

(1)「報告先」から(7)「作業の種類」まで
適正管理化学物質使用量等報告書の場合と同様です。

(8)「従業員数」

○ 化学物質管理方法書の提出義務が生じた時点の従業員数を記載します。

【原則】事業所における直近の使用量等の把握対象年度の4月1日時点

【例外】年度途中で事業を開始した事業者においては、事業を開始した日。

前年度に適正管理化学物質の取扱量が100kg未満であって当該年度途中で適正管理化学物質の取扱量が100kg以上となった事業者においては、当該年度の4月1日時点。

○ 上記の時点における正社員、正職員の人数を記入します。アルバイト、パートは含みません。(当欄の解釈は、環境確保条例逐条解説(平成16年4月)による)

(9)「全事業所の常用雇用者数」

○ 当該事業所を含めた本社及び全国の全事業所の従業員を合算した人数を記入します(起点となる日は上記(8)と合わせる事)。アルバイト、パート、他からの派遣者(出向者)、別事業者からの下請労働者を含みます。雇用期間の考え方は、「PRTR届出の手引き」の「～常時使用される従業員とは～」を参考にしてください。

(10)「連絡先」

適正管理化学物質使用量等報告書の場合と同様です。

2 化学物質管理方法書（別紙）の記入要領

別紙

化 学 物 質 管 理 方 法 書		
	化学物質の種類と 使用目的・使用・製造の規模量等	△別紙（ (1) ）のとおり
	化学物質の取扱工程の内容	(2)
管 理 方 法 等	化学物質の排出防止設備等 の内容と保守管理	(3)
	化学物質の排出状況の 監視の方法	(4)
	化学物質の使用量等の 把握の方法	(5)
	化学物質の使用合理化等 排出削減等に関する取組方法	(6)
	その他の管理方法	(7)
事 故 時 等 の 対 応	事故・災害の防止対策の内容	△別紙（ (8) ）のとおり
	事故処理マニュアルと その内容	△別紙（ (9) ）のとおり
	化学物質の貯蔵施設の容量	△別紙（ (10) ）のとおり
管 理 組 織	管理組織の名称 及び管理責任者	(11)
	管理組織図	△別紙（ (12) ）のとおり
	従業員教育の内容及び 実施方法	△別紙（ (13) ）のとおり
備考		△印の欄は、報告書の別紙に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。

- (1) 化学物質の種類と使用目的・使用・製造の規模量等
- 事業所内で使用、製造又は貯蔵・保管している化学物質について、化学物質ごとに使用目的、性状、適用法令を整理します。
 - 事業所内で稼動している施設の能力と各施設で取り扱う化学物質の量を整理します。
 - 管理方法書に別紙番号を記載し、整理した別紙を添付します。
- (2) 化学物質の取扱工程の内容
- 事業所内での化学物質取扱工程を整理し、記載します。
 - 各取扱工程からの化学物質の環境への排出の可能性を調査し、排出先を記載します。
- (3) 化学物質の排出防止設備等の内容と保守管理
- 化学物質が環境に排出されないよう排出防止設備等を設置している場合は、設備の概要を記載します。
(設備例) 排ガス処理設備、排水処理設備、廃棄物処理設備、地下浸透防止設備、蒸発防止設備、流出防止設備
 - 排出防止設備等の日常的な点検方法(動作状況、異常の有無)を記載します。
- (4) 化学物質の排出状況の監視の方法
- 法令等や自主点検により、排出防止設備等から排出される化学物質を測定している場合は、その測定箇所、方法、頻度を記載します。
(測定例) 排水処理装置の排水口で毎月1回水質を測定(JIS K 0102)
排ガス処理装置の排出口と風下の敷地境界で毎月2回トリクロロエチレンの濃度を検知管により簡易測定
- (5) 化学物質の使用量等の把握の方法
- 化学物質の使用量、出荷量、環境への排出量、事業所外への移動量について、どのような方法で算出するかを記載します。
(算出例) 出荷量に化学物質の含有量を乗じて算出
排ガス(排水)の測定結果から算出
使用量から出荷量と移動量を差し引きして排出量を算出
燃料に含まれる化学物質に決められた排出係数を乗じて算出
物理化学的性状に関する数値を用いて算出
- (6) 化学物質の使用合理化等排出削減等に関する取組方法
- 取扱工程の工夫により化学物質の使用量を削減している場合は、その具体的な方法を記載します。
 - 有害性の少ない化学物質に代替している場合は、その具体的な事例又は代替方針を記載します。
 - 排出防止設備の改善により環境への排出を削減している場合は、その具体的な事例を記載します。

(7) その他の管理方法

- 化学物質取扱規定(化学物質の購入、使用、保管、廃棄等の方法に関する規定)を作成し、その概要を記載します。

(例) 発注・在庫量の管理、貯蔵方法、作業場への注意事項の表示、廃棄方法

(8) 事故・災害の防止対策の内容(赤字は令和3年4月から記載が必要になった事項です)

- 事故の防止対策として、施設の適正な稼動のための管理方法、点検の頻度や項目などを記載します。
- 「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」を参考にして震災等の災害に備えた対策を記載します。

○ 事業所所在地の区市町村が発行するハザードマップを確認し、事業所の位置が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に指定されている場合は、「化学物質を取り扱う事業者のための水害対策マニュアル(東京都環境局)」又は東京都環境局作成のリーフレット「水害による化学物質の流出を防ぎましょう」を参考にして、水害等の災害に備えた対策を記載します。これらの区域に指定されていない場合は、水害対策の記載は必須ではありません。(以下同様)

- 災害対策として考えられる具体的な内容を参考に示します。なお、以下に示した全ての対策を網羅的に作成する必要はありません。事業所の規模や化学物質の取扱量に応じて、可能な取組を実施してください。。

【震災対策】

- ・ 使用量、保管量の最小化
- ・ 反応槽等の設備や保管棚の転倒防止
- ・ 保管容器等の移動、破損、落下防止
- ・ 保護具等の防災用品の常備
- ・ 通信機器の設置、通信システムの導入
- ・ 建物の耐震化、各種アラームの設置

【水害対策】

- ・ 土のうの設置等、浸水防止の対策
- ・ 高所への移動、薬液槽のシートがけ等、浸水時の流出防止の対策
- ・ 棚や保管容器の固定等、保管設備等の流失防止対策

○ 水害対策の取組に関する記載は、管理方法書の既存事項に追記するか、あるいは「工場・マイタイムライン」(P60-63)の様式を活用して、整理することができます。

- 管理方法書に別紙番号を記載し、作成した事故・災害の防止対策を管理方法書に添付します。

(9) 事故処理マニュアルとその内容

- 「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」を参考にして震災等の災害に対応した事故処理マニュアルを作成します。
- 事故処理マニュアルは、事業所の実態に応じて、事故時や震災等の災害発生時に緊急的に対応すべき事項について取りまとめます。
- 緊急的な対応として考えられる具体的な内容を次に示します。

- ・ 指揮命令系統、緊急連絡網の整備
- ・ 関係機関への通報体制
- ・ 事故・災害発生時の初期対応
- ・ 火災、爆発、漏えい、停電、通信障害等のアクシデントが発生した場合の対応
- ・ 避難の方法
- ・ 設備等の復旧に向けた対応

○ 「化学物質を取り扱う事業者のための水害対策マニュアル」又は東京都環境局作成のリーフレット(水害による化学物質の流出を防ぎましょう)を参考にして、平時・水害等の発災前後の行動を時系列に沿って整理した防災行動計画(タイムライン)を作成します。

○ タイムラインは、事業所の実態に応じて作成すべきものですが、都が参考に作成配布する「工場・マイタイムライン」の様式を活用して作成することもできます。

○ 管理方法書に別紙番号を記載し、作成した事故処理マニュアルを管理方法書に添付します。

(10) 化学物質の貯蔵施設の容量

○ 化学物質を保管しているタンクや容器の種類、数量及び容量を整理します。

○ タンクや容器ごとに保管している化学物質名 及び有害性を整理します。

(例) 18リットル ポリ容器 3個 硫酸 劇物(〇〇・・・)

1,000リットルタンク 1個 塩酸 劇物(〇〇・・・)

○ タンクや容器ごとに、保管している化学物質名と有害性の表示を行います。水害時に流失するおそれのある容器等は、耐水性のラベル貼付やペンキによる書入れ等により行います。なお、毒劇法に基づく表示は有害性の表示と考えると差し支えありません。

○ 管理方法書に別紙番号を記載し、整理した貯蔵施設一覧及び化学物質名 と有害性の表示内容の例を管理方法書に添付します。

(11) 管理組織の名称及び管理責任者

○ 化学物質に関する適正管理の管理責任者を選任します。

○ 管理責任者及び各部門の代表者から構成される管理組織を設置します。

○ 管理組織の名称と管理責任者を記入します。

○ なお、管理組織では、化学物質の管理の基本方針を作成する他、以下の事項について、企画立案を行います。

- ・ 環境への排出削減に係る取組推進
- ・ 新規化学物質の安全性の評価及び導入の可否
- ・ 化学物質取扱規定
- ・ 事故・災害防止対策、事故処理マニュアル
- ・ 従業員の教育及び訓練の計画
- ・ 化学物質排出防止設備の選定、改善及び変更

(12) 管理組織図

○ 管理組織図を作成します。

○ 管理組織図には、管理責任者と各部門の代表者の役割分担を記載します。

○ 管理方法書に別紙番号を記載し、管理組織図を管理方法書に添付します。

(13) 従業員教育の方法及び実施方法

- 「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」等を参考にして、震災・**水害**等の災害にも対応した従業員教育の方法及び実施方法を整理します。
- 化学物質を取り扱う従業員を対象とした、化学物質の性状や適用法令、取扱方法や危険性などの安全教育の方法や事故・震災・**水害**等の災害を想定した被害拡大防止措置訓練の方法を整理します。
- 全従業員を対象とした、事業所で取り扱う化学物質の安全教育や事故・震災・**水害**等の災害を想定した避難訓練の方法を整理します。
- 安全教育や訓練の時期や対象者等の実施方法を整理します。
- 管理方法書に別紙番号を記載し、従業員教育の方法及び実施方法を管理方法書に添付します。

震災・水害等の災害への対応については、下記環境局 HP に掲載している資料を参考にしてください。

★環境局HP「化学物質を取り扱う事業者の災害対策について」

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/disaster.html>

- ・ 化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル
- ・ 化学物質を取り扱う事業者のための水害対策マニュアル
- ・ 工場・マイタイムライン

3 化学物質管理方法書別紙の記入例（その1）（事業場は化学工業を想定）

別紙

化学物質管理方法書		
化学物質の種類と 使用目的・使用・製造の規模量等	△別紙（（1）1）のとおり	
化学物質の取扱工程の内容	△別紙（（1）2）のとおり	
管理 方法 等	化学物質の排出防止設備等 の内容と保守管理	△別紙（（1）3）のとおり
	化学物質の排出状況の 監視の方法	pH－中和槽排水のpH計による濃度測定 委託業者により毎月排水分析を実施
	化学物質の使用量等の 把握の方法	△別紙（（1）4）のとおり
	化学物質の使用合理化等 排出削減等に関する取組方法	△別紙（（1）5）のとおり
	その他の管理方法	△別紙（（1）6）のとおり
事故時 等の 対応	事故・災害の防止対策の内容	△別紙（（2））のとおり
	事故処理マニュアルとその内容	△別紙（（3））のとおり
	化学物質の貯蔵施設の容量	△別紙（（4））のとおり
管理 組 織	管理組織の名称 及び管理責任者	管理組織名称－〇〇××安全管理委員会 管理責任者－所長 新宿太郎
	管理組織図	△別紙（（5）1）のとおり
	従業員教育の内容及び実施方法	△別紙（（5）2）のとおり

備考 △印の欄は、報告書の別紙に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

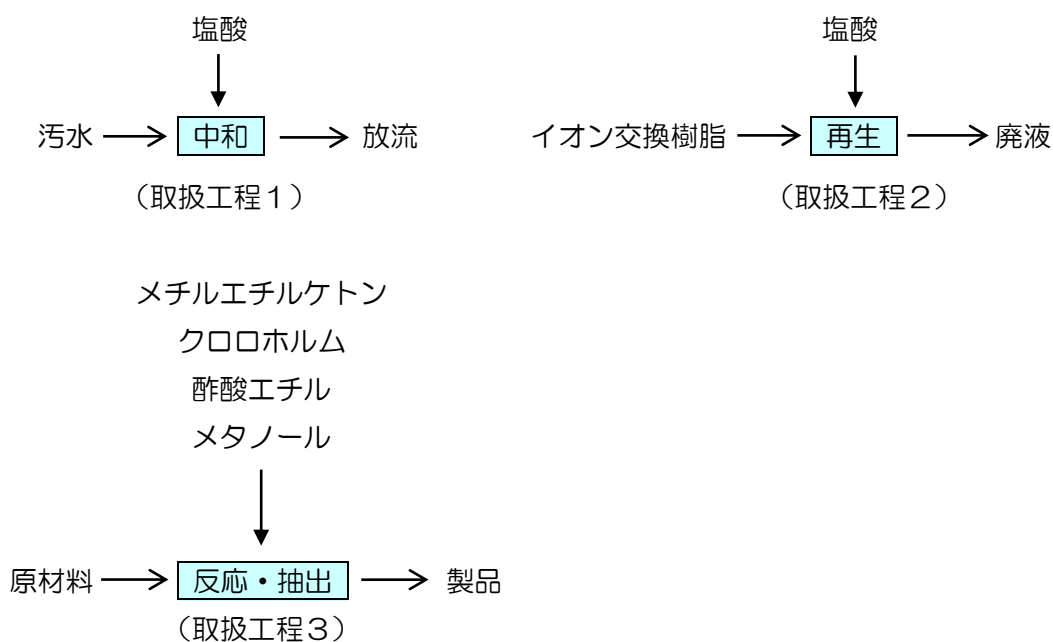
別紙（１）

1 化学物質の種類と使用目的・使用・製造の規模量等

適正管理化学物質条例番号	8	15	16	53	55
適正管理化学物質名	塩酸	クロロホルム	酢酸エチル	メタノール	メチルエチルケトン
使用目的	樹脂再生 中和	反応溶剤	反応溶剤	反応溶剤	反応溶剤
性状	化学物質取扱規定に記載				
使用量（kg/年）	3,600	300	600	1,200	600
製造量（kg/年）	0	0	0	50	0
施設の能力（ℓ）	100	18	18	18	18

消防法、毒劇法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、高圧ガス取締法、東京都環境確保条例等の関係法令等を遵守し取り扱う。

2 化学物質の取扱工程の内容



3 化学物質の排出防止設備等の内容と保守管理

(1) 排出防止設備等の内容

- ・事業所外への流出を防止するために塩酸タンクに防液堤を設置している。
- ・排水は中和処理して下水道に排出している。
- ・平成〇〇年に有機溶媒回収装置を設置する。

(2) 排出防止設備等の保守管理

- ・日常点検により施設の運転状況の異常有無を確認し、点検簿に記録を残す。

- ・定期点検によりタンク、中和装置等各部の緩み、漏れ、亀裂、腐食等を点検する。
- ・定期点検により pH計の校正、電極の洗浄等を行う。

4 化学物質の使用量等の把握の方法

(1) 使用量

化学物質を含む製品ごとに購入量、在庫量、使用量を帳簿に記載しておく。

(塩酸)

年間使用量に濃度を乗じて算出する。

(クロロホルム、酢酸エチル、メタノール、メチルエチルケトン)

純度が95%以上のため年間使用量を使用量とする。

(2) 環境への排出量

(塩酸)

中和処理して下水道へ排出しているため、環境への排出は0とする。

(クロロホルム、酢酸エチル、メチルエチルケトン)

年間使用量から事業所外への移動量を差し引いて算出する。

(メタノール)

年間使用量に副生成物量を加えて事業所外への移動量を差し引いて算出する。

(3) 事業所外への移動量

(塩酸)

中和処理して排水しており、廃酸は発生しないため、移動量は0とする。

(クロロホルム、酢酸エチル、メタノール、メチルエチルケトン)

廃溶媒に溶媒の比重をかけて算出する。

5 化学物質の使用合理化等排出削減等に関する取組方法

(1) 取扱工程の見直し等による使用量の削減

- ・ 廃水を削減することにより pH調整用塩酸の使用量を削減する。
- ・ 反応工程の見直しにより溶媒使用量を削減する。

(2) 有害性の少ない代替物質への転換による使用量の削減

- ・ メーカーから情報を収集し、有害性の少ない溶媒への転換を検討する。

(3) 施設の適正な維持管理による排出量の削減

- ・ 排ガス処理設備を設置することにより有機溶剤の排出量を削減する。
- ・ 溶媒を使用する工程は、できるだけ密閉化し、排出量を削減する。

<排出量削減目標を設定>

(単位：kg/年)

化学物質名	H25 年度	H30 年度	目標削減率	削減の方法
塩酸	3,600	3,240	10%	廃水の削減
有機溶剤	1,200	960	20%	処理設備設置、代替物質

6 その他の管理方法

在庫管理、事業場への表示、取扱上の注意（引火性、有害性、保管方法等）をまとめた化学物質管理規定を備え付けておく。

（作成例）

購入・在庫	<ul style="list-style-type: none">・取り扱う製品の成分を SDS などにより確認する。・購入量、在庫量、使用量を取りまとめた帳簿を備え付ける。
表示	<ul style="list-style-type: none">・作業場にタバコ厳禁、火気厳禁の表示をする。・保管庫に薬品の種類、最大貯蔵量、取扱注意事項の表示をする。・廃液タンクに廃液の種類を表示をする。
主な取扱上の注意事項	<p>（塩酸）</p> <p>火災の危険性は無い 目、皮膚、気道に対して腐食性有り 保護具を着用 密栓して冷暗所に保管</p> <p>（クロロホルム）</p> <p>火災の危険性は無い。 刺激性有り 加熱すると分解して塩化水素、ホスゲン等が発生 光に敏感、密栓して冷暗所に保管</p> <p>（酢酸エチル、メチルエチルケトン）</p> <p>引火性が高い、喫煙・火気厳禁 刺激性有り 蒸気は空気より重く床に沿って移動するため遠距離引火の可能性有り 密閉して冷所に保管</p> <p>（メタノール）</p> <p>引火性が高い、喫煙・火気厳禁 刺激性有り 密栓して冷所に保管</p>

別紙（２）事故・災害の防止対策の内容

1 施設の適正管理、定期点検

- ① 事件事例の収集（発生原因、被害）、分類整理
- ② 施設の日常点検と定期点検の実施、異常の有無の確認、異常時の対処方法の検討
- ③ 点検箇所と頻度の整理、点検記録簿の保管
- ④ 設備、配管、バルブ類の誤動作防止のための表示
- ⑤ 設備の電気系統、駆動部分、潤滑油、警報装置の確認
- ⑥ 配管の内部腐食、外部腐食（塗装剥がれ、サビ）、継手部からの漏えい（変形、曲がり、振動、緩み）
- ⑦ バルブ類の割れ、曲がり、油切れ、ボルト・ナットの緩み、パッキンの劣化、液漏れ、電磁弁の作動状況

<点検事例>

施設・設備	点検頻度	点検事項						
		ひび割れ	被覆の損傷	亀裂	損傷	漏えい(変動)	清掃	表示
床面及び周囲	週〇回	○	○				○	
地上配管・バルブ類	月〇回			○	○	○		○
地下配管	年〇回	○	○	○	○	○		○
排水溝、オイルトラップ	月〇回						○	
保管庫	年〇回					○	○	○

2 使用・保管中の化学物質に対する対策

① 保管量、使用量の最小化 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な分だけ随時購入できるよう計画を作成する。 ・保管場所から設備に投入する最適な量をマニュアル化しておく。
② 転倒防止 <ul style="list-style-type: none"> ・大きな設備はアンカーボルトで床に固定し、小さな設備は金具で設置面に固定する。 ・棚の積み重ねは2段までとし、上下段を金具で連結する。 ・奥行きに対して棚の高さが高い場合は、床に固定又は天井に固定（つかえ棒）する。 ・転倒による破損防止のため、ボンベ類はバルブ部分に保護キャップを付けて保管する。
③ 落下・移動防止、破損防止 <ul style="list-style-type: none"> ・容器は高く積まない。保管している棚に落下防止柵を取り付ける。 ・ガラス容器の保管は、容器同士がぶつからないように、仕切りを入れる。 ・小さい缶は、缶同士をバンドで縛る。 ・キャビネットの扉には、耐震ラッチ（揺れの際、開き戸をロック）を付ける。
④ 漏えい防止 <ul style="list-style-type: none"> ・保管庫内で漏れても外部に流出しないよう出入り口に段差を設ける。 ・溶剤缶は、耐溶剤性のある受け皿の中に保管する。
⑤ 防災用品の常備 <ul style="list-style-type: none"> ・保護具（防毒マスク、保護メガネ、保護手袋） ・消火用具、漏えい防止材

3 建物・設備に対する対策

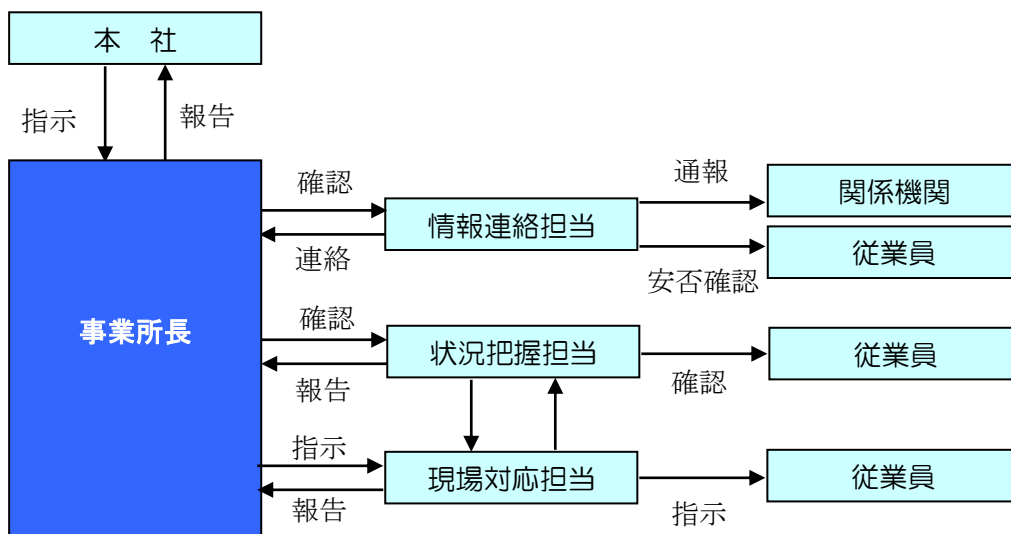
- ① 建物の耐震強度を確認
- ② 液体漏えい検知器の設置
- ③ 火災報知機、スプリンクラーの設置

4 水害等への備え

別紙「工場・マイタイムライン」のとおり

別紙（3）事故処理マニュアルとその内容

1 指揮命令系統



2 連絡・通報及び通信体制の整備、外部との連携

① 災害時にも有効な通信方法を選択

安否確認のため、従業員と家族に災害用伝言ダイヤル、ショートメール、ツイッターで連絡をとることができるよう周知しておく。

② 各種情報の掲示板の設置

道路状況や周辺の被災情報を書き留めておくための掲示板を用意しておく。

③ 看板やアナウンスにより事業所の被災状況を地域住民へ適宜周知

④ 緊急連絡先リストを作成

作成責任者 所長 平成25年4月1日作成

	連絡先名称	部署・担当者名	連絡目的	TEL	住所	付近の目標物
関係機関	xx 消防署	—	消火や救出救助の要請、救急車の要請等	119 03-xxxx-xxxx (119 が通じない場合)	xx 区 xx 町 1-2-3	xx 通りを～方面に進み3つ先の信号そば
	xx 警察署	—	避難誘導や救出救助等の要請等	110 03-xxxx-xxxx (110 が通じない場合)	xx 区 xx 町 2-3-4	xx 交差点脇
	xx 病院 ○○医院	—	負傷者の手当て等			添付の地図を参照
	xx 電力	xx 営業所	停電の解消			
	xx 水道局	xx 営業所	断水の解消			
	xx ガス	xx 営業所	ガス停止への対応			
	xx 区役所	環境課	被災状況の通報			
周辺住民等	xx 工業地区 協同組合	組合長 xx 氏	支援要請、 避難要請等			
	xx 産業 (近隣事業者)	社長 xx 氏	支援要請、 避難要請等			
	xx 町内会 事務所	町内会長 xx 氏	緊急の避難要請等			
	xx 小学校	教職員室	緊急の避難要請等			

※震災時には110番や119番が通じなくなる可能性が高いため、通じない場合には以下の手順で連絡を試みる。

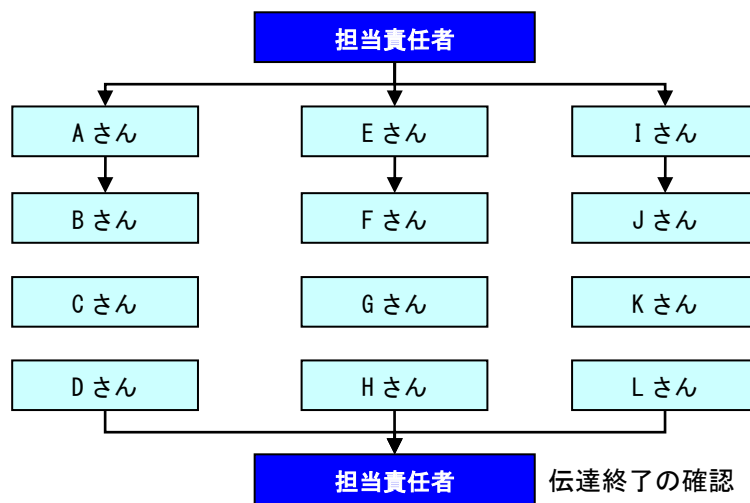
①110番・119番に連絡 → ②固定電話に連絡 → ③最寄りの署に直接出向く

⑤ 緊急出動用の連絡網を作成

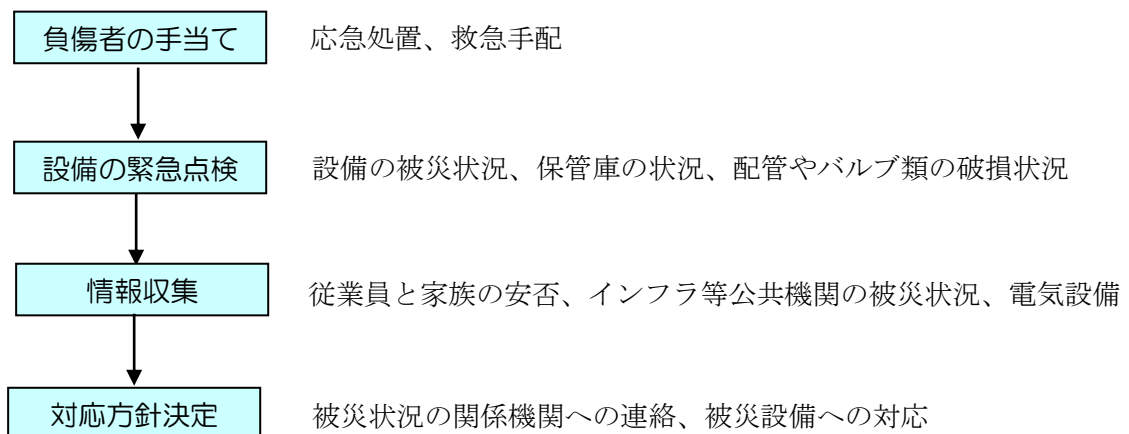
緊急出動用連絡網

作成日 年 月 日
責任者 部 (氏名)

- 大規模な地震発生時には、電話が使えなくなる可能性が高いため、連絡網に掲載されている社員は出動要請に関わらず事業所に出動すること。
- 出動するにあたっては、徒歩か自転車・バイクを使用すること。
- 緊急連絡網を使用する場合、連絡がつかない従業員は飛ばして次の従業員に連絡すること。その際、連絡のつかない従業員名を伝達すること。
- 最終受信者は、担当責任者に受信内容と完了報告を行う。



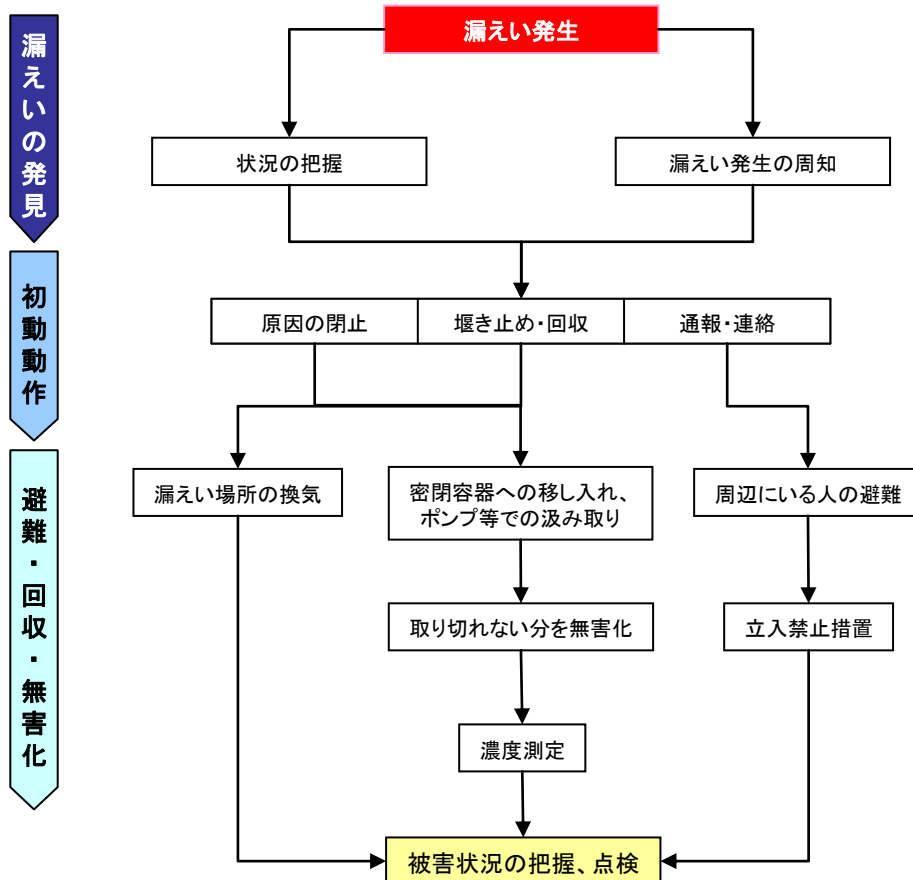
3 事故・災害発生時の初期対応



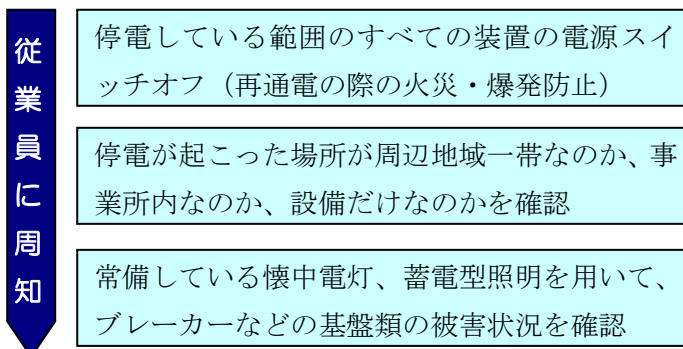
4 アクシデントへの対応

① 化学物質が漏えいした場合は、以下の手順に従い対応する。

対応中は、保護具を着用し、火気厳禁とする。



② 停電した場合は以下により対応する。



事業所全体の停電の場合

自家用高圧設備を点検（点検業者に依頼）

設備の停電の場合

通電による発火の危険性がないことを確認して再通電

周辺地域一帯の停電の場合

停電エリアの情報を収集し復旧までの対応を検討

③ 通信障害への対応

本社や従業員との連絡がとれない場合は、災害用伝言板、Eメール、ショートメール、ツイッターを活用する。

消防、警察への連絡がとれない場合は、直接、署に出向いて応援を要請する。

5 避難の方法、復旧に向けた対応

① 避難の方法

地震発生直後は、まず身の安全を確保する。揺れが落ち着いたら速やかに事業所内の中庭に移動する。

化学物質が漏えいしている場合は、漏えい箇所の確認、堰き止め、吸着等の作業を行う。

火災が発生した場合は、初期消火を試みる。

引火・爆発のおそれがある場合は、立入禁止のロープを設置し、消火作業を打ち切って避難する。また、周辺住民にも避難の呼びかけを行う。

責任者（事業所長）は、従業員の避難状況を確認する。

② 復旧に向けた対応

転倒、落下物の除去

建屋の損壊状況を点検、補強

機械設備、配管系統、電気系統に異常がないことを確認

余震を考慮し再稼動を検討

6 水害等を想定した防災行動計画（タイムライン）

別紙「工場・マイタイムライン」のとおり

別紙（４）化学物質の貯蔵施設の種類、容量、有害性表示内容

貯蔵施設	適正管理化学物質	容量	数量	有害性表示内容
水処理タンク	塩酸	1,000 $\frac{リットル}{L}$	1	劇物（重篤な皮膚の薬傷、目の損傷、呼吸器系の障害）
危険物保管庫 （ドラム缶）	酢酸エチル	90 $\frac{リットル}{L}$	1～2	劇物（眼刺激、呼吸器への刺激のおそれ、眠気やめまいのおそれ）
	メチルエチルケトン	90 $\frac{リットル}{L}$	1～2	皮膚刺激、強い眼刺激、呼吸器への刺激、眠気又はめまいのおそれ、腎臓の障害のおそれ
	メタノール	90 $\frac{リットル}{L}$	1～3	劇物（強い眼刺激、視覚器、全身毒性、中枢神経系の障害、眠気やめまいのおそれ）
溶剤保管庫 （ドラム缶）	クロロホルム	90 $\frac{リットル}{L}$	1～2	劇物（皮膚刺激、重篤な眼の損傷、眠気又はめまいのおそれ、呼吸器、心血管系、肝臓、腎臓の障害、IARC2B）

4 化学物質管理方法書別紙の記入例（その2）（過去に管理方法書を提出済みで、
 水害への備えを「工場・マイタイムライン」に追記して別紙として提出する場合）
 別紙

化学物質管理方法書		
化学物質の種類と 使用目的・使用・製造の規模量等	△別紙（ ）のとおり ○年○月○日（前回提出時）提出したも のから変更なし	
化学物質の取扱工程の内容	同上	
管理 方法 等	化学物質の排出防止設備等 の内容と保守管理	同上
	化学物質の排出状況の 監視の方法	同上
	化学物質の使用量等の 把握の方法	同上
	化学物質の使用合理化等 排出削減等に関する取組方法	同上
	その他の管理方法	同上
事故 時等 の 対応	事故・災害の防止対策の内容	△別紙（ ）のとおり 変更内容は別紙「工場・マイタイムライン」のとおり、 それ以外は前回提出したも のから変更なし
	事故処理マニュアルとその内容	△別紙（ ）のとおり 同上
	化学物質の貯蔵施設の容量	△別紙（ ）のとおり 同上
管 理 組 織	管理組織の名称 及び管理責任者	前回提出したも のから変更なし
	管理組織図	△別紙（ ）のとおり 前回提出したも のから変更なし
	従業員教育の内容及び実施方法	△別紙（ ）のとおり 変更内容は別紙「工場・マイタイムライン」のとおり、 それ以外は前回提出したも のから変更なし
備考	△印の欄は、報告書の別紙に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。	

IV 化管法PRTRの届出書の作成

全事業所の常用雇用者数（会社全体として、正社員、パート・アルバイトなどを含めた雇用者数）が21名以上で第一種指定化学物質を年間1トン以上（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）取扱っている等の条件をみたす事業者の皆様は、PRTRの届出も必要となります。

1 届出方法

①電子による届出、②書面による届出、③磁気ディスクによる届出、の3通りから選択することができます。

① 電子による届出

事前に東京都に「電子情報処理組織使用届出書」を提出し、ユーザーID、パスワード、クライアント証明書登録用パスワードを入手の上、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）のホームページから「PRTR届出システム」にログインして、必要な届出事項を入力してください。入力が完了したら、送信画面から届出ボタンを押して届出を行ってください。

② 書面による届出

巻末の届出書をコピー若しくはNITEのホームページから電子ファイルをダウンロードして届出書を作成する方法と、NITEのホームページから「PRTR届出作成支援プログラム」をダウンロードし、プログラムに従って届出を作成する方法があります。

プログラムに従って作成する方法は、記入間違いのエラー表示機能がありますので便利です。

届出の提出先は、東京都環境局環境改善部化学物質対策課となります。持参又は郵送により提出してください。（郵送の場合は、封筒の表に「PRTR届出書 在中」と朱記してください。）

③ 磁気ディスクによる届出

NITEのホームページから「PRTR届出作成支援プログラム」をダウンロードし、このプログラムを使用して届出ファイルを作成してください。届出ファイルをCD-R等に保存し、「磁気ディスク提出票」とともに提出してください。

届出書の提出は、届出期間内（毎年4月1日から6月30日まで）にお願いします。（郵送の場合は、6月30日必着）

詳しくは、PRTR届出の手引（<http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtr.html>）又は、東京都環境局 化学物質対策課（03-5388-3503）までお問い合わせください。

※届出事項については、受付後に問い合わせをさせていただくことがありますので、届出書の写しを必ず保管してください。

2 届出書「本紙」の記入例

(1) 届出書「本紙」の記入例

様式第1 (第5条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

① 2021年5月15日

②

経済産業大臣(東京都知事) 殿

〒160-0023

③ 届出者 住所 (ふりがな) とうきょうと しんじゅくく にししんじゅく
東京都新宿区西新宿 2-8-1

※押印は
不要です

(ふりがな) とうきょうかぶしきがいしや
氏名 都庁株式会社

代表取締役社長 とうきょう たろう
東京 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称	とちようかぶしきがいしや	
	④	都庁株式会社	
	前回の届出における名称	④ 東京都株式会社	
	(ふりがな) 事業所の名称	だいにこうじょう	
⑤	第二工場		
前回の届出における名称	⑤ 二庁工場		
事業所の所在地	〒160-0023	⑥	東京 都道府県 新宿 市区町村
	(ふりがな) にししんじゅく 西新宿 2-8-2		
事業所において常時使用される従業員の数		⑦	5
事業所において行われる事業が属する業種	業種名		業種コード
	主たる事業	化学工業	2000
	⑧ 従たる事業	自動車卸売業	5220
		商品検査業	8620
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		⑨	別紙番号1~4 のとおり
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであること の有無(該当するものに○をすること)		⑩	1. 有 2. 無
担当者 (問い合わせ先) ⑪	部 署	環境保全部	
	(ふりがな) 氏 名	かがく いちろう 化学 一郎	
	電話番号	03-5388-3503	
※受理日	⑫ 年 月 日	※整理番号	

(2) 届出書「本紙」の記入要領

<注意事項>

- 記入漏れや記入ミスがないようご注意ください。また、必要な項目には必ず「ふりがな」を記入していただくようお願いします。

①『届出日』

- 届出書を窓口提出する日付（郵送の場合には、投函する日付）を記入してください。

②『あて先』

- 事業所における主たる業種を所管している大臣を記載してください。また、() 内には、東京都知事と記入してください。
- 「主務大臣（都道府県知事）」又は「関東大介大臣（東京花子知事）」（個人名）などとは記入しないでください。

③『届出者』

- 届出者（事業者）の欄には、住所（法人にあつては主たる事務所（本社等）の所在地）及び氏名（法人にあつては登記上の名称及び代表者の役職名・氏名）を記入してください（ふりがなを忘れずに）。住所及び氏名は、届出を行う時点のものを記入してください。
- 2020年12月28日に様式の押印欄が廃止されたため、押印は必要ありません。なお、㊟の記載のある様式を当面の間使用できます、その場合でも押印は不要です。
- 郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地区で通常用いられるものを記入してください。
- 届出者は、その事業所の届出を工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長など当該事業所の化学物質の管理に責任を有する者に届出者の代理人として委任することができます。その場合には、以下のように記入してください。届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

様式第1（第5条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

令和3年 5月15日

経済産業大臣（東京都知事）殿

〒160-0023

(ふりがな) とうきょうと しんじゅくく にししんじゅく

届出者 住所 東京都新宿区西新宿 2-8-1

(ふりがな) とちょうかぶしがいしゃ

氏名 都庁株式会社

とうきょう たろう

代表取締役社長 東京 太郎

みやこ はなこ

代理人 第二工場長 都 花子

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

※届出者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載してください。

④『事業者の名称』

- 事業者（企業、会社、団体等）の名称を記入してください。（例：霞ヶ関株式会社）

- 「前回の届出における名称」の欄には、事業者の名称が、前回の届出時における名称から変更された場合（社名等の変更、合併等の場合）のみ記入してください。

⑤『事業所の名称』

- 事業所（工場、事業場、営業所等）の名称を記入してください。事業者の名称は省略してください。（例：本社、藤沢第一工場、虎ノ門製造所、新橋営業所など）
- 複数の事業所を有する事業者にあつては、それぞれの事業所の区別がつくように、異なる事業所には異なる名称を記入してください。（特に名称がない場合でも、本届出の便宜上、適切な名称を付けてください。）
- 「前回の届出における名称」の欄には、事業所の名称が、前回の届出時における名称から変更された場合（事業所の名称変更、合併等の場合）のみ記入してください。

⑥『所在地』

- 事業所の郵便番号、所在地（都道府県名から番地まで）を記入してください。
- 郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地区で通常用いられるものを記入してください。

⑦『事業所において常時使用される従業員の数』

- 当該事業所において常時使用される従業員の人数を記入してください。（注：届出対象事業者に該当するかは事業者全体の従業員数で判断しますが、届出書に記入するのは事業所の従業員数です。）

～常時使用される従業員とは～

期間を定めずに使用されている者もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者、又は排出量等の把握対象年度の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者をいいます(嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれます)。

また、常時使用される従業員の数には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。

次の表に、常時使用される従業員として数える例を示します。

役員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者 (出向者)	別事業者への 下請け労働	他からの派遣者 (出向者)	別事業者から の下請け労働
×※	○	×	×	×	○	○

※役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般社員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員の数として数えます。

⑧『事業所において行われる事業が属する業種』

- 「業種名」の欄には当該事業所において行われる事業が属する対象業種を、「業種コード」の欄には業種に対応するコード（4桁）を記入してください。

業種の説明については、経済産業省・環境省のホームページを参照してください。

～業種の考え方～

複数の業種を営む事業所にあつては、当該事業所が営んでいる業種の中から届出の対象となっている業種をすべてあげ、その中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に係る業種を「主たる業種」とし、それ以外に営んでいる対象業種を「従たる業種」とします。

(例) 事業所が営んでいる業種（売上高）が以下の場合

化学工業（10億円）、塗装工事業（7億円）、塗料卸売業（3億円）、
自動車卸売業（2億円）、商品検査業（1億円）

主たる業種	化学工業	2000
従たる業種	自動車卸売業	5220
	商品検査業	8620

※ 塗装工事業、塗料卸売業は届出対象業種ではありませんので、記入する必要はありません。

⑨『第一種指定化学物質の排出量及び移動量』

- 様式第1の本紙に添付している別紙の枚数を記入してください。

⑩『本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無』

- 当該事業所について法第6条第1項に基づく秘密情報の請求を行わない場合は、「無」に○印を付けてください。

⑪『担当者（問い合わせ先）』

- 届出後、行政側から届出内容について問い合わせをさせていただくことがありますので、届出担当者の所属する部署、氏名、電話番号を記入してください。

⑫『※受理日』及び『※整理番号』

- この欄には記入しないでください。

注：「③届出者」の情報については、提出日（届出日）時点のものを入力してください。

また、届出事項④～⑧については、排出量等の把握対象年度の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を入力してください。「把握対象年度」とは、届出の前年の4月1日～届出の年の3月31日を指します。）

特に、把握対象年度途中で会社等の合併や市町村合併があつた場合にはご注意ください。

3 届出書「別紙」の記入例

(1) 届出書「別紙」の記入例

別紙番号	① 1
------	-----

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称		② キシレン				
第一種指定化学物質の号番号		③ 80			単位 kg mg-TEQ (ガイヤキシンの場合)	
排出量	イ 大気への排出				1000	
	④ ロ 公共用水域への排出				0.0	排出先の河川、湖沼、海域等の名称
	ハ 当該事業所における土壌への排出 (ニ以外)				0.0	
	ニ 当該事業所における埋立処分				0.0	埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動				0.0	移動先の下水道終末処理施設の名称
	⑤ ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)				200	
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 ② 焼却・熔融 05 破碎・圧縮 03 油水分離 06 最終処分				
		廃棄物の種類 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 ③ 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック 15 鉱さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他				
※整理番号		⑥				

(2) 届出書「別紙」の記入要領

<注意事項>

- この別紙は、「対象化学物質」ごとに作成してください。
- 第一種指定化学物質には、1から462までの号番号（物質番号）が付されています。
- 例えば、クロム酸亜鉛やクロム酸カリウムのような物質は、本法では「六価クロム化合物」に含まれますので、これらの化学物質については、まとめて「六価クロム化合物」として届け出てください。この他、複数の化学物質をまとめる例として、「亜鉛の水溶性化合物」、「鉛及びその化合物」などがあります。
- 排出量及び移動量は有効数字2桁で記入してください。ただし、ダイオキシン類以外の対象物質で排出量又は移動量が1kg未満の場合は小数点以下第2位を四捨五入してください。

①『別紙番号』

- 届出を行う対象化学物質（1物質につき1枚）ごとに、③『第一種指定化学物質の号番号』の順番（昇順）に並べ、1から順に連続する番号を別紙番号として数字で記入してください。

②『第一種指定化学物質の名称』

- 第一種指定化学物質の名称（別名があるものは当該別名）を記入してください。（注:「対象化学物質一覧」に掲げられている名称以外のものは記入しないでください。）

③『第一種指定化学物質の号番号』

- 第一種指定化学物質の物質番号（号番号：1～462）を数字で記入してください。

④『排出量』

- 把握対象年度1年間における対象化学物質の環境への排出量について、
 - 『イ 大気への排出』
 - 『ロ 公共用水域への排出』
 - 『ハ 当該事業所における土壌への排出(二以外)』
 - 『ニ 当該事業所における埋立処分』のそれぞれに記入してください。

『イ 大気への排出』

事業所から大気中へ排出した対象化学物質の量（質量）を記入してください。

『ロ 公共用水域への排出』

事業所から公共用水域（河川、湖沼、海域等）へ排出した対象化学物質の量（質量）を記入してください。

『排出先の河川、湖沼、海域等の名称』

対象化学物質の排出先（排水が最初に流入する河川、湖沼、海域等の公共用水域）の名称を記入してください（例:「〇〇川」、「x x 湾」等）。公共用水域への排出がない場合は記入しないでください。

排出先が「〇〇排水路」のような場合は、その先に通じる河川名等を記入してください。

記入する公共用水域の名称については、東京都環境局環境改善部化学物質対策課までお問い合わせください。

『ハ 当該事業所における土壌への排出（二以外）』

事業所内の土壌へ排出した対象化学物質の量（質量）を記入してください。

なお、事業所敷地内で埋立処分をしている廃棄物に含まれる対象化学物質の量については、『ニ 当該事業所における埋立処分』の欄に記入してください。

『ニ 当該事業所における埋立処分』

事業所敷地内で埋立処分した対象化学物質の量（質量）を記入してください。

なお、委託等により廃棄物を事業所の外へ埋立処分している場合は、「移動量」に該当しますので、『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』の欄に合算して記入してください。

『当該事業所における埋立処分を行う場所（区分）』

廃棄物処理法に基づく最終処分又は鉱山保安法に基づく埋立処分にあつては、「安定型」、「管理型」、「遮断型」から選び、該当するものに○印を付けてください。埋立処分がない場合は○印を付け不要です。

⑤『移動量』

- 把握対象年度1年間における対象化学物質の当該事業所の外への移動量について、
『イ 下水道への移動』
『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』
のそれぞれに記入してください。

『イ 下水道への移動』

排水に含まれて事業所から公共下水道へ放流した対象化学物質の量（質量）を記入してください。また、事業所の排水が流入する下水道終末処理施設の名称を記入してください。

『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』

廃棄物の処理を行うため、廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出された対象化学物質の量（質量）を記入してください。

ここでいう廃棄物とは、各工程から発生する廃棄物・廃液、蒸留残さ、集じんダスト、使用済活性炭、水処理汚泥等の公害防止装置から発生する廃棄物、容器タンクの残留物などです。

また、委託契約書やマニフェストを確認し、該当する廃棄物の処理方法や廃棄物の種類を選択して○を付けてください。

なお、有価物は廃棄物ではありませんので移動量には算入しないでください。

⑥『※整理番号』

- この欄には記入しないでください。

○ 排出量（イ～ニ）及び移動量（イ、ロ）のすべての項目に把握・算出した数値を記入してください。有効数字2桁で記入した結果、“ゼロ”となる場合や實際上、排出量及び移動量がない項目（例えば、下水道を利用していない事業所における『イ 下水道への移動』の欄）については、「0. 0」と記入してください。

○ 対象化学物質「キシレン」、「ジニトロトルエン」などのように、物質名に異性体の区分がされていないなど複数の物質を含む場合は、その対象化学物質に含まれるすべての化学物質（例えば、「キシレン」の場合は、「o-キシレン」、「m-キシレン」、「p-キシレン」のすべて）の合計量を記入してください。

○ 対象化学物質が「○○化合物」のような金属化合物（例：「亜鉛の水溶性化合物」、「カドミウム及びその化合物」、「銀及びその水溶性化合物」等）、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素及びその化合物」については、それぞれの物質に含まれる「金属元素」、「シアン」、「ふっ素」及び「ほう素」に換算した量の合計量を記入してください。

○ 金属化合物、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素及びその化合物」について、複数の対象となる物質群に含まれる化学物質がある場合（例えば、「クロム酸鉛」は「六価クロム化合物」と「鉛及びその化合物」の両方に含まれる。）は、該当するすべての物質群について物質群ごとに別紙を作成してください。その際、例えばクロム酸鉛の場合、クロムに換算した量と鉛に換算した量が異なることに注意してください。

1 条例業種名・産業分類番号一覧（日本標準産業分類第10回改定版より）

業 種 名	産業分類番号
食料品製造業	1200
飲料・たばこ・飼料製造業（下の業種を除く）	1300
酒類製造業	1320
たばこ製造業	1350
繊維工業（衣服その他の繊維製品を除く）	1400
衣服・その他の繊維製品製造業	1500
木材・木製品製造業（家具を除く）	1600
家具・装備品製造業	1700
パルプ・紙・紙加工品製造業	1800
出版・印刷・同関連産業（下の業種を除く）	1900
新聞業	1911
出版業	1921
印刷業	1931
製版業	1941
製本業	1951
印刷物加工業	1952
化学工業（下の業種を除く）	2000
塩製造業	2025
医薬品製造業	2060
農薬製造業	2092
石油製品・石炭製品製造業	2100
プラスチック製品製造業	2200
ゴム製品製造業	2300
なめし革・同製品・毛皮製造業	2400
窯業・土石製品製造業	2500
鉄鋼業	2600
非鉄金属製造業	2700
金属製品製造業（下の業種を除く）	2800
金属製品塗装業	2861
溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）	2862
電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）	2864
金属熱処理業	2865
一般機械器具製造業	2900
電気機械器具製造業（下の業種を除く）	3000
電子応用装置製造業	3060
電気計測器製造業	3070
輸送用機械器具製造業（下の業種を除く）	3100
鉄道車両・同部分品製造業	3120
船舶製造・修理業・船用機関製造業	3140
精密機械器具製造業（下の業種を除く）	3200
医療用機械器具・医療用品製造業	3230

業 種 名	産業分類番号
武器製造業	3300
その他の製造業	3400
電気業	3500
ガス業	3600
熱供給業	3700
上水道業	3810
工業用水道業	3820
下水道業	3830
鉄道業	3900
倉庫業	4400
石油卸売業	5132
鉄スクラップ卸売業	5142
自動車卸売業	5220
燃料小売業	5930
洗濯・理容・浴場業（下の業種を除く）	7200
普通洗濯業	7211
リネンサプライ業	7213
写真業	7430
自動車整備業	7700
機械修理業	7810
環境計量証明業	8632
廃棄物処理業（下の業種を除く）	8700
一般廃棄物処理業（下の業種を除く）	8710
ごみ処分業	8716
産業廃棄物処分業	8722
特別産業廃棄物処分業	8724
医療業	8800
教育	9100
自然科学研究所	9210
上記の業種に該当しない業種	9900

国の機関又は地方公共団体の公務については、公務の具体的内容に対応した業種を分類し、当該対象業種の産業分類番号を記載してください。

2 適正管理化学物質一覧

◎はPRTR対象外物質

条例番号	PRTR政令番号	
1	アクロレイン	10
2	アセトン	◎
3	イソアミルアルコール	◎
4	イソプロピルアルコール	◎
5	エチレン	◎
6	塩化スルホン酸	◎
7	塩化ビニルモノマー	94
8	塩酸	◎
9	塩素	◎
10	カドミウム及びその化合物	75
11	キシレン	80
12	クロム及び三価クロム化合物	87
13	六価クロム化合物	88
14	クロルピクリン	285
15	クロロホルム	127
16	酢酸エチル	◎
17	酢酸ブチル	◎
18	酢酸メチル	◎
19	酸化エチレン	56
20	シアン化合物（錯塩及びシアノ酸塩を除く無機シアノ化合物）	144
21	四塩化炭素	149
22	1, 2-ジクロロエタン	157
23	1, 1-ジクロロエチレン	158
24	1, 2-ジクロロエチレン	159
25	1, 3-ジクロロプロペン	179
26	ジクロロメタン	186
27	シマジン	113
28	臭素化合物（臭化メチルに限る。）	386
29	硝酸	◎
30	水銀及びその化合物	237
31	スチレン	240
32	セレン及びその化合物	242
33	チウラム	268
34	チオベンカルブ	147
35	テトラクロロエチレン	262
36	1, 1, 1-トリクロロエタン	279
37	1, 1, 2-トリクロロエタン	280
38	トリクロロエチレン	281
39	トルエン	300
40	鉛及びその化合物	304、305
41	ニッケル	308
42	ニッケル化合物	309
43	二硫化炭素	318
44	砒素及びその無機化合物	332
45	PCB	406
46	ピリジン	342
47	フェノール	349
48	ふっ化水素及びその水溶性塩	374
49	ヘキサン	392
50	ベンゼン	400
51	ホルムアルデヒド	411
52	マンガン及びその化合物	412
53	メタノール	◎
54	メチルイソブチルケトン	◎
55	メチルエチルケトン	◎
56	有機燐化合物（EPNに限る。）	48
57	硫酸	◎
58	ほう素及びその化合物	405
59	1, 4-ジオキサン	150

3 東京都化学物質適正管理指針（令和3年4月1日施行）

平成13年9月28日告示第1181号
改正 平成25年10月16日告示第1463号
改正 令和2年11月4日告示第1374号

1 目的

この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第108条第1項の規定に基づき、化学物質を取り扱う事業者(以下「事業者」という。)が化学物質を適正に管理するために行うべき措置等について定めることを目的とする。

2 化学物質の使用量等の把握

(1) 化学物質の使用量等の把握

事業者は、化学物質の使用量等について、事業所ごとに(2)により算出した次に掲げる量を把握するものとする。

ア 使用量

事業所において使用した化学物質の量

イ 製造量

事業所において化学反応等により新たに製造した化学物質の量

ウ 製品としての出荷量

事業所から製品として出荷された化学物質の量

エ 排出量

事業所から次に掲げる区分ごとに排出された化学物質の量

(ア) 大気への排出

(イ) 公共用水域への排出

(ウ) 事業所における土壌への排出(埋立処分によるものを除く。)

(エ) 事業所における埋立処分

オ 移動量

廃棄物又は廃水(下水道に放流するものに限る。)の区分ごとに事業所外へ移動した化学物質の量

(2) 化学物質の使用量等の算出方法

化学物質の使用量等の算出方法は、次に掲げる方法とする。

ア 使用量、製造量及び製品としての出荷量

化学物質を含む材料の量に、当該材料中の化学物質の濃度を乗じて算出する方法

イ 排出量及び移動量

次に掲げる方法のうち最も適切に把握できる方法により算出する方法

(ア) 実測による方法

排ガス、廃水又は廃棄物の量に、実際に測定した化学物質の濃度を乗じて求める方法

(イ) 物質収支による方法

取扱量(使用量及び製造量の合計の量をいう。以下同じ。)から製品としての出荷量並びに他の方法により算出した排出量及び移動量を差し引いて求める方法

(ウ) 排出係数による方法

取扱量に、排出係数(取扱量に対する排出量の比をいう。)を乗じて求める方法

(エ) 物性値を用いた計算方法による方法

化学物質の物理的・化学的性状に関する数値から排ガス、廃水又は廃棄物中の濃度を推測して、排ガス、廃水又は廃棄物の量に、当該濃度を乗じて求める方法

(オ) その他の方法

(ア)から(エ)までに掲げるもののほか、的確に算出できると認められる方法

3 化学物質の適正管理

(1) 化学物質の取扱状況の調査及び整理

事業者は、使用、製造及び貯蔵・保管を行っている化学物質について、事業所ごとに、次に掲げる項目を、それぞれ定める方法により調査し、その結果について使用管理簿等に整理するものとする。

ア 化学物質の種類

化学物質の種類を調査し、整理する。

なお、適正管理化学物質に該当する物質については、その旨を使用管理簿等に記載する。

イ 化学物質の使用目的

化学物質ごとに、その使用目的を調査し、原材料用、洗浄用その他の使用目的別に分類して整理する。

ウ 化学物質の性状等

化学物質ごとに、その性状、取扱方法、適用法令等を、安全データシート(SDS)等に基づき調査し、整理する。

エ 化学物質の取扱施設の規模等

化学物質を使用し、又は製造する施設等について、当該施設等の能力、容積等及び当該施設等で取り扱う化学物質の量を調査し、整理する。

(2) 化学物質の取扱工程の内容

事業者は、化学物質の使用、製造及び貯蔵・保管に係る工程(以下「取扱工程」という。)を調査し、整理するとともに、各作業内容及び当該各作業内容による化学物質の環境への排出の可能性を調査し、整理するものとする。

(3) 化学物質の管理方法等

ア 排出を防止する設備等の内容及び保守管理

事業者は、取扱工程を検証し、必要に応じ、次に掲げる化学物質の環境への排出の抑制を図るための措置を行うものとする。

(ア) 化学物質を取り扱う施設の密閉化の実施

(イ) 化学物質の蒸発を防止する設備の設置

(ウ) 化学物質を回収し、再利用する設備の設置

(エ) 化学物質の事業所外への流出を防止するための設備の設置

(オ) 化学物質の地下への浸透を防止するための床面の処理の実施

(カ) 排出ガス及び排水に含まれる化学物質を処理するための設備の設置

(キ) 化学物質を含む廃棄物を処理するための設備の設置

なお、設備の設置その他の措置に当たっては、法令の規制基準等を遵守できる性能を有

するように行うとともに、その性能を維持するため、作業前の作動の確認、運転状況の日常点検、機器類の定期点検その他の適切な保守管理に努めるものとする。

イ 排出状況の監視の方法

事業者は、化学物質の環境への排出状況を把握するため、法令等に定める監視項目、監視箇所、測定方法、測定頻度、測定結果の記録方法等に基づき、排出状況の監視を行うものとする。排出状況の監視に当たっては、排出を防止する設備の稼働状況についても、併せて行うものとする。監視の結果、法令等の規制基準を超えるおそれのあることが判明したときには、直ちに、その原因を調査し、必要な措置を講じるものとする。

ウ 化学物質の使用合理化等排出削減に関する取組方法

事業者は、化学物質が環境に及ぼす影響の軽減を図るため、次に掲げる取組について目標を設定し、実施するものとする。

- (ア) 取扱工程の見直し、回収・再利用の徹底等による化学物質の使用量及び移動量の削減
- (イ) 排出を防止する設備の改善及び変更による環境への排出量の削減

エ 有害性の少ない代替物質への転換

事業者は、化学物質による環境負荷の低減、作業環境の改善及び事故の発生の防止を図るため、次に掲げる取組を実施するものとする。

- (ア) 現在、使用している化学物質から、作業方法の改善及び変更による有害性の少ない化学物質への代替
- (イ) 新たな化学物質の導入時における有害性の少ない化学物質の選定及び採用

オ 適正管理に関する規程の整備

事業者は、化学物質の取扱いに係る法令等を踏まえ、事業所の施設及び事業内容に即した化学物質の購入、使用、保管、廃棄等の方法に関する規程(以下「化学物質取扱規程」という。)を整備するものとする。

(4) 事故時等の対応

ア 事故・災害の防止対策

事業者は、化学物質を取り扱う施設に係る事故・災害の防止を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (ア) 事業所の所在地が属する地域のハザードマップ(水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第十一条第一号の規定により区市町村の長が提供する図面をいう。)その他の災害想定区域図を参照し、浸水、土砂流入等の被害想定を確認する。
- (イ) (ア)により確認した被害想定に応じて、事業所内への浸水防止や化学物質の流出防止について必要な対策を実施するとともに、浸水、土砂流入、強風等(以下「水害等」という。)に耐える設備等の整備に努める。
- (ウ) 施設、設備、配管等については、地震時の揺れ及び地盤の液状化による不等沈下の負荷に耐える構造にするとともに、亀裂等による化学物質の漏えいを容易に点検できる構造にする。
- (エ) 施設、設備、機器類等については、異常の有無、作動状況等を定期的に点検する。
- (オ) 貯蔵施設については、その貯蔵状況を点検できるような設備を設けるとともに、その周囲に防液堤等の流出を防止する設備を設ける。
- (カ) バルブ類等については、適切な操作ができるように表示を行い、誤動作を防止する。

- (キ) 保管容器、保管棚等については、結束バンドによる容器同士の連結、容器同士がぶつからないための仕切りの設置、落下防止柵の設置等の方法により保管容器の移動、破損、落下及び流失を防止するとともに、受け皿を設けること等により内容物である化学物質の流出を防止する。
- (ク) 保管棚、設備等については、床又は壁に固定する等の方法により転倒及び流失を防止する。
- (ケ) 漏えいした化学物質の回収及び拡散防止のために必要な設備・資材を常備する。
- (コ) その他、事故・災害を防止するために必要な施設の適正な管理、点検及び対策を実施する。

イ 事故処理マニュアルの整備

事業者は、事故・災害が発生した場合の環境汚染の拡大を防止するとともに、地震・水害等による被害を回避し、又は低減するため、次に掲げる事項について事故・災害の内容を想定して定めたマニュアル(以下「事故処理マニュアル」という。)を整備するものとする。

- (ア) 事故・災害発生時の事業所内における指揮命令系統及び連絡体制
- (イ) 事故・災害発生時における知事等の関係機関への通報体制
- (ウ) 事故・災害発生時の初期対応
- (エ) 事故・災害発生時の応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法
- (オ) 事故・災害発生時の避難の方法
- (カ) 事故・災害発生時の設備等の復旧に向けた対応
- (キ) 平時、水害等の発災直前及び発災直後並びに事故処理時の対応を時系列に沿って整理した防災行動計画(水害等による被害に備え、減災の観点から、(ア)から(カ)までの事項を踏まえて作成する。)

ウ 化学物質の貯蔵施設の容量等の把握

事業者は、事業所内に設置している化学物質を貯蔵するタンク又は容器の種類及び容量を把握し、その内容を事業所内の見やすい場所に表示するとともに、タンク又は容器に内容物である化学物質の名称及び有害性を表示するものとする。

(5) 管理組織

ア 管理組織の設置

事業者は、次に掲げるところにより管理責任者及び代表者を選任するとともに、管理責任者及び代表者から構成される管理組織を設置するものとする。

- (ア) 化学物質に係る適正管理の責任者として管理責任者を選任する。
- (イ) 製造部門、環境部門等の全ての部門においてそれぞれ代表者を選任する。

イ 管理組織の業務内容

管理組織は、定期的に会議を開催し、次に掲げる事項について企画及び立案を行い、その内容を事業者に提言するものとする。

- (ア) 化学物質の管理の基本方針の策定に関すること。
- (イ) 環境への排出削減に係る取組の推進に関すること。
- (ウ) 新たな化学物質の導入又は有害性の少ない化学物質への代替の際の安全性の評価及び適否の判定に関すること。
- (エ) 化学物質取扱規程の作成に関すること。

- (オ) 事故・災害の防止対策に関すること。
- (カ) 事故処理マニュアルの作成に関すること。
- (キ) 化学物質の取扱いに関する従業員の教育及び訓練の計画に関すること。
- (ク) 化学物質の排出を防止する設備の選定、改善及び変更に関すること。

ウ 管理組織図

事業者は、イに掲げる業務内容について、管理責任者及び各部門の代表者の役割分担を組織図により明らかにするものとする。

(6) 従業員への教育及び訓練の実施

事業者は、管理組織の提言を受け、次のとおり従業員への教育及び訓練を定期的実施するものとする。

- ア 化学物質を取り扱う従業員を対象に当該化学物質に関する安全教育及び事故・災害を想定した訓練を実施する。
- イ 全従業員を対象に、事業所で取り扱う全ての化学物質の適正管理、事故・災害発生時の対応等について教育及び訓練を実施する。

4 条例届出様式

第28号様式（第51条関係）

適正管理化学物質の使用量等報告書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第110条第1項の規定により 年度の適正管理化学物質の使用量等を次のとおり報告します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
工場・指定作業場の別	1 工場	2 指定作業場	
業 種	(産業分類番号)		
作 業 の 種 類			
従 業 員 数	人 (年 月 日現在)	全事業所の常用雇用者数	人 (年 月 日現在)
適正管理化学物質の使用量等	△別紙のとおり		
※受付欄			
連 絡 先	所属 氏名 電話番号 (ファクシミリ番号)))

- 備考 1 ※印の欄には記入しないこと。
 2 「業種」欄には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、該当する全業種を記入すること。
 3 「作業の種類」欄には条例別表第一に掲げる工場の種類又は別表第二に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。

(日本産業規格A列4番)

適正管理化学物質の使用量等

番 号			
適正管理化学物質名			
使 用 目 的			
使 用 量 (kg/年)			
製 造 量 (kg/年)			
製品としての出荷量 (kg/年)			
環境への排出量 (kg/年)			
大 気 (kg/年)			
公共用水域 (kg/年)			
そ の 他 (kg/年) ()			
事業所外への移動量 (kg/年)			
廃 棄 物 (kg/年)			
廃水 (下水道) (kg/年)			
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成11年法律第86号) 第5条第2項の規定による主務大臣への排出量等 の届出の有無			有・無

- 備考 1 「番号」欄には、施行規則別表第11に掲げる適正管理化学物質の該当する号を記入すること。
- 2 「使用量」欄には、当該年度期首在庫量に当該年度の購入量を加算し、当該年度期末在庫量を差し引いた量を記入すること。
- 3 「製品としての出荷量」欄には、製品としての出荷量又は製品に含まれて出荷された量を記入すること。
- 4 「その他」欄には、具体的に記入すること。
- 5 別紙が2枚以上になる場合は、それぞれに番号をつけること。

化学物質管理方法書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第111条第2項の規定により、化学物質管理方法書を作成（変更）しましたので、次のとおり提出します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
工場・指定作業場の別	1 工場	2 指定作業場	
業 種	（産業分類番号）		
作 業 の 種 類			
従 業 員 数	人 （ 年 月 日現在）	全事業所の常用雇用者数	人 （ 年 月 日現在）
化学物質管理方法書	別紙のとおり		
※受付欄			
連 絡 先	所属 氏名 電話番号 （ファクシミリ番号） （電子メールアドレス）		

- 備考 1 ※印の欄には記入しないこと。
 2 「業種」欄には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。
 3 「作業の種類」欄には条例別表第1に掲げる工場の種類又は別表第2に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。

（日本産業規格A列4番）

化 学 物 質 管 理 方 法 書

化学物質の種類と 使用目的・使用・製造の規模量等		△別紙（ ）のとおり
化学物質の取扱工程の内容		
管 理 方 法 等	化学物質の排出防止設備等 の内容と保守管理	
	化学物質の排出状況の 監視の方法	
	化学物質の使用量等の 把握の方法	
	化学物質の使用合理化等 排出削減等に関する取組方法	
	その他の管理方法	
事 故 時 等 の 対 応	事故・災害の防止対策の内容	△別紙（ ）のとおり
	事故処理マニュアルとその内容	△別紙（ ）のとおり
	化学物質の貯蔵施設の容量	△別紙（ ）のとおり
管 理 組 織	管 理 組 織 の 名 称 及 び 管 理 責 任 者	
	管 理 組 織 図	△別紙（ ）のとおり
	従業員教育の内容及び実施方法	△別紙（ ）のとおり

備考 △印の欄は、報告書の別紙に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。

5 工場・マイタイムライン

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/disaster.html#cmstimeline>)

工場・マイタイムライン(簡易版防災行動計画のひな形)

本紙に記入、コピー、HPからダウンロード等、ご活用ください

【タイムライン作成の準備】

平時、水害等のおそれが高まってきた場合の応急対策、天候回復時に行うべきことを洗い出します。

【タイムライン作成にあたっての準備例】

(「危険物施設の風水害対策ガイドライン(総務省消防庁)」のチェックリストを参考に、東京都環境局で作成)

	タイムライン構成要素(骨子)	検討すること(例)
対策の目標		<ul style="list-style-type: none"> ● 被害想定 ● 過去の水害の記録 ● 被害の回避か、軽減か
平時からの備え	<ul style="list-style-type: none"> □ 計画等の策定(判断基準、実施手順、社内規定等) □ 対策の準備(資材確保、設備改修等) □ 保管容器等への表示 □ 訓練等の実施(社内、地域) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の規定等との関連 ● 経費 ● 組織体制 ● 備えの進行管理
応急対策	<ul style="list-style-type: none"> □ 防災情報収集 □ 従業者等の安全確保 □ 浸水防止(土のう、止水板等) □ 流出・逆流防止(弁閉鎖、フタ閉め、固定等) □ 薬品の移動(高所、水密性のある部屋・容器内等) □ 操業停止 □ 関係機関への事前情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急対策開始から避難完了までの時間の目安 ● 備えの状況に応じた応急対策の実施可能範囲 ● マニュアルの整備状況 ● 求められる作業習熟度 ● 提供すべき情報の整理
(事故発生時)	<ul style="list-style-type: none"> □ 消防機関への通報 □ 流出物の回収 □ 行政機関への通報 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故発生を把握・速やかに対応するための体制
天候回復時の点検・復旧	<ul style="list-style-type: none"> □ 点検・補修 □ 臨時保管施設等の安全対策 □ 電気設備の健全性確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 濁水・汚泥下の作業における注意 ● 仮保管時の法令取扱の確認

【タイムライン作成】

(2ページ・4ページ)実施可能な対策を、平時からの備え、洪水等の発災直前の応急対策、発災後の対応(点検・復旧)に時系列で整理します。また、流出事故が生じた場合の処理については、一般的な事故、震災によるものと同じ点・違う点を検討し、整理します。

(3ページ)「応急対策」については、防災情報のレベルに応じた対策の段取りを詳細に検討します。

1

※記入例は、「化学物質を取り扱う事業者のための水害対策マニュアル」をご覧ください。

【水害等への防災行動計画】事業所名：		
	実施する流出防止対策等	
対策の目標	<input type="checkbox"/> 最大想定浸水深 【 m】(川) <input type="checkbox"/> 過去の浸水記録 【 m】(年、台風 号)	
	<input type="checkbox"/> 対策の目標 <input type="checkbox"/> 浸水防止 <input type="checkbox"/> 流出防止 <input type="checkbox"/> 流出軽減	具体的に
平時からの備え	<input type="checkbox"/> 計画等の策定 (判断基準、実施手順、社内規定等)	策定した既定の名称 • •
	<input type="checkbox"/> 対策の準備 <input type="checkbox"/> 資材確保 <input type="checkbox"/> 設備改修	具体的に • • • • •
	<input type="checkbox"/> 化学物質名称表示	別紙【化学物質の貯蔵施設一覧】のとおり
	<input type="checkbox"/> 訓練等の実施 (社内、地域)	別紙【従業員教育の内容及び実施方法】のとおり
洪水等の発災直前	【応急対策タイムライン】のとおり	
(事故発生時)	<input type="checkbox"/> 消防機関への通報 <input type="checkbox"/> 流出物の回収 <input type="checkbox"/> 行政機関への通報	具体的に
発災直後(天候回復時)の点検・復旧	<input type="checkbox"/> 点検・補修 <input type="checkbox"/> 臨時保管施設等の安全対策 <input type="checkbox"/> 電気設備の健全性確認	マスク、ゴーグル、手袋、ゴム長靴等の保護具を準備し、粉塵の吸い込み、怪我、感電等に注意して作業を行う。
事故処理	<input type="checkbox"/> 被害の確認 <input type="checkbox"/> 消防機関への通報 <input type="checkbox"/> 作業時の安全確保 <input type="checkbox"/> 流出物の回収・処理 <input type="checkbox"/> 行政機関への報告	具体的に

【応急対策タイムライン】 事業所名：						
警戒レベル		1	2	3	4	5
避難情報				高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
気象庁等の情報	大雨	早期 注意情報	大雨・洪水 注意報	大雨・洪水 警報	土砂災害 警戒情報	大雨特別警報
	風に関する 気象情報		強風注意報		暴風警報	
	高潮に関する 情報		高潮注意報		高潮警報	
	河川の氾濫		氾濫注意情報	氾濫警戒情報	氾濫危険情報	氾濫発生情報
事業所での とる行動	防災情報収集 方法の例	台風進路予想 TVニュース	気象庁HP 雨雲レーダー	防災アプリ 河川水位情報	行政SNS 防災無線	(停電時) 携帯ラジオ 防災無線
	従業者等の 安全確保 (出勤抑制、 避難行動等)				【全員避難】	
	浸水防止 (土のう、止水 板等)					
	流出・逆流 防止 (弁閉鎖、フタ 閉め、固定等)					
	薬品の移動 (高所、水密性 のある部屋・容 器内等)					
	操業停止					
	関係機関への 事前情報提供					
とる地域 での行動	地域防災 行動計画					
	町内会との 協定など					

【水害等への防災行動計画 別紙】事業所名：

【化学物質の貯蔵施設一覧】

タンク・容器の種類	容量	数量	化学物質名称	有害性表示内容	貯蔵・保管場所

【従業員教育の内容及び実施方法】

(1)化学物質を取り扱う従業員を対象に行う教育、訓練

(2)全従業員に対する教育

(3)年間実施計画

【その他特記事項】

6 化管法 PRTR 届出様式

様式第 1 (第 5 条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣 (都道府県知事) 殿

(ふりがな)
届出者 住 所 〒
(ふりがな)
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称		
	前回の届出における名称		
	(ふりがな) 事業所の名称		
	前回の届出における名称		
事業所の所在地 (ふりがな)	〒	—	都道府県 市区町村
事業所において常時使用される従業員の数		人	
事業所において行われる事業が属する業種	業 種	名	業種コード
	主たる事業		
	従たる事業		
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号 1 ~ のとおり	
本届出が法第 6 条第 1 項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無	
担当者 (問い合わせ先)	部 署		
	(ふりがな) 氏 名		
	電話番号		
※受理日	年 月 日	※整理番号	

- 備考 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
 2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年 4 月 1 日現在 (前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日) における当該事業所の人数を記載すること。
 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
 5 法人にあつては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 6 ※の欄には、記載しないこと。
 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 8 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本産業規格 X 0 5 1 0 に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

7 条例届出（問合せ）先一覧（令和4年4月現在）

（23区）

（ ）は内線

地域	部	課	TEL
千代田区	環境まちづくり部	環境政策課	03-5211-4254
中央区	環境土木部	環境課	03-3546-5404
港区	環境リサイクル支援部	環境課	03-3578-2492
新宿区	環境清掃部	環境対策課	03-5273-3764
文京区	資源環境部	環境政策課	03-5803-1260
台東区	環境清掃部	環境課	03-5246-1283
墨田区	都市整備部環境担当	環境保全課	03-5608-6210
江東区	環境清掃部	環境保全課	03-3647-6147
品川区	都市環境部	環境課	03-5742-6751
目黒区	環境清掃部	環境保全課	03-5722-9384
大田区	環境清掃部	環境対策課	03-5744-1369
世田谷区	環境政策部	環境保全課	03-6432-7137
渋谷区	環境政策部	環境整備課	03-3463-2750
中野区	環境部	環境課	03-3228-5799
杉並区	環境部	環境課	03-3312-2111(3709)
豊島区	環境清掃部	環境保全課	03-3981-2405
北区	生活環境部	環境課	03-3908-8611
荒川区	環境清掃部	環境課	03-3802-4697
板橋区	資源環境部	環境政策課	03-3579-2594
練馬区	環境部	環境課	03-5984-4712
足立区	環境部	生活環境保全課	03-3880-5026
葛飾区	環境部	環境課	03-5654-8236
江戸川区	環境部	環境課	03-5662-1995

(市町村及び島しょ)

() は内線

市	部	課	TEL
八王子市	環境部	環境保全課	042-620-7217
立川市	環境下水道部	環境対策課	042-523-2111(2248)
武蔵野市	環境部	環境政策課	0422-60-1842
三鷹市	生活環境部	環境政策課	0422-29-9612
青梅市	環境部	環境政策課	0428-22-1111(2538)
府中市	生活環境部	環境政策課	042-335-4196
昭島市	環境部	環境課	042-544-4334
調布市	環境部	環境政策課	042-481-7087
町田市	環境資源部	環境共生課	042-724-2711
小金井市	環境部	環境政策課	042-387-9817
小平市	環境部	環境政策課	042-346-9536
日野市	環境共生部	環境保全課	042-514-8298
東村山市	環境資源循環部	環境保全課	042-393-5111(3481)
国分寺市	建設環境部	環境対策課	042-328-2191
国立市	生活環境部	環境政策課	042-576-2111(135)
福生市	生活環境部	環境課	042-551-1718
狛江市	環境部	環境政策課	03-3430-1111(2566)
東大和市	市民環境部	環境対策課	042-563-2111(1249)
清瀬市	市民環境部	環境課	042-497-2099
東久留米市	環境安全部	環境政策課	042-470-7753
武蔵村山市	協働推進部	環境課	042-565-1111(296)
多摩市	環境部	環境政策課	042-338-6831
稲城市	都市環境整備部	生活環境課	042-378-2111(305)
羽村市	産業環境部	環境保全課	042-555-1111(227)
あきる野市	環境経済部	生活環境課	042-558-1111(2515)
西東京市	みどり環境部	環境保全課	042-438-4042
町村部	多摩環境事務所	環境改善課	042-523-0238
島しょ部	環境局環境改善部	化学物質対策課	03-5388-3503

8 問合せ先一覧（東京都、国）（令和3年3月現在）

① 「化学物質適正管理の届出の手引き」の内容に関する問い合わせ先

東京都環境局環境改善部化学物質対策課

TEL（直通）03-5388-3503

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎20階

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/index.html>

② PRTR担当部局（国）及びホームページアドレス

経済産業省 製造産業局化学物質管理課

TEL03-3501-0080

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

環境省 環境保健部環境安全課

TEL03-5521-8260

[https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk^{ゼロ}0.html](https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html)

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE） 化学物質管理センター

<https://www.nite.go.jp/chem/index.html>

③ PRTR電子届出に関するお問い合わせ

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

化学物質管理センター リスク管理課 システム担当

TEL03-5465-1683

E-mail:info_prtr@nite.go.jp